

令和7年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和7年12月8日（月曜日）

議事日程第2号

令和7年12月8日（月曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	7番	泉谷	赳馬	議員
	20番	伊藤	順男	議員
	1番	橋島	達也	議員
	15番	小松	浩一	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（21人）

1番	橋島	達也	2番	小川	光弘	3番	佐々木	司
5番	大友	孝徳	6番	松本	学	7番	泉谷	赳馬
8番	新宅	慈	9番	小田	彩	10番	大友	ます子
11番	堀井	新太郎	12番	甫	仮貴子	13番	岡見	善人
14番	栗野	希穂	15番	小松	浩一	16番	正木	修一
17番	渡部	聖一	18番	佐藤	義之	19番	高橋	信雄
20番	伊藤	順男	21番	長沼	久利	22番	佐藤	健司

欠席議員（1人）

4番 佐藤 正人

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊	貴信	副市長	佐々木	司
副市長	三森	隆	教育長	秋山	正毅
企業管理者	三浦	守	総務部長	高橋	重保
企画振興部長	阿部	徹	市民生活部長	遠藤	裕文
健康福祉部長	小松	等	産業振興部長	齋藤	喜紀
観光文化スポーツ部長	今野	和司	建設部長	原	敬浩
教育次長	熊谷	信幸	消防長	佐藤	勝則
財政課長	阿部	良博	行政改革推進課長	佐藤	夏樹
総合政策課長	松坂	真	移住支援課長	佐藤	弘幸
広報広聴課長	小松	幸月	生活環境課長	佐々木	信幸
次長兼健康づくり課長兼本荘保健センター所長	佐藤	尚子	福祉支援課長	渡部	直子
農業振興課長	遠藤	哲也	農業漁村振興課長	渡部	聡

観光振興課長 村上 廣 隆 まるごと売り込み課長 長谷部 浩 司
主幹兼学校教育課長 村上 雅 美

議会事務局職員出席者

事務局 長 伊藤 望 次 長 齋藤 剛
書記 村上 大 輔 書 記 齋藤 身 子
書記 高野 周 平

午前9時30分 開 議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

4番佐藤正人さんより、欠席の届出があります。

出席議員は、21名であります。出席議員は、定足数に達しております。

○議長（佐藤健司） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

7番泉谷尠馬さんの発言を許します。7番泉谷尠馬さん。

【7番（泉谷尠馬議員）登壇】

○7番（泉谷尠馬） 皆さん、おはようございます。会派、明日をひらくの泉谷尠馬でございます。

10月の改選を経て、新人議員5人が加わり、新たな議会が始まりました。市民の皆様から御負託いただき、改選後初の定例会、一般質問のトップバッターとして、この場に立つことができることに感謝をしながら、そして、本日、お忙しい中、わざわざ傍聴にお越しくいただきました皆様にも、感謝を申し上げるとともに、市民の皆様からの御負託にお応えできるよう議員活動に励んでまいり所存であります。

また、このたび、新たな会派、明日をひらくを結成いたしました。市民が本市の明るい未来を思い抱けるような市政の実現に向けて、これまで以上に自由闊達な議員間討議や市当局との議論を重ねてまいりたいとの思いで結成したものであります。

財政状況が年々厳しさを増している本市において、財政の健全性を確保しながらも、行財政改革の取組が必要であることは承知しておりますが、その中で、誰もが希望を持てる由利本荘となるようチェック・アンド・バランスのさらなる充実を会派スローガンに掲げ、取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

大項目1、地域医療を担う看護師を養成する由利本荘看護学校についてであります。

地域の看護要員の需要を充足させることを目的に、由利本荘医師会が平成17年に設立

し、運営している由利本荘看護学校は、令和9年度の学生募集を停止すると本年7月に公表しました。これは、大学における看護系学部・学科の増設に加え、少子化に伴う受験希望者数の減少により、定員の確保ができず、財政的に学校運営を維持することが困難であると判断し、学生募集の停止という苦渋の決断を下したとのことであります。

由利本荘看護学校では、入学者増への取組として、これまでに入学金等の値下げや特待生制度の新設、図書館利用時間の拡大、デジタル教科書の導入、ウェブサイトやSNSでの広報活動に努められてきたところであります。しかしながら、本年度の入学者は募集定員40人に対して11人となり、また、令和6年度はおよそ4,000万円の赤字決算となりました。少子化が定員割れの大きな要因であることは否めませんが、少子化だから看護学校への入学者が減るのは仕方のないことで済まされる問題ではありませんし、この問題は、単に看護学校の経営支援の問題として捉えるべきではありません。

由利本荘にかほ地域内に就職する新卒看護師は毎年30人程度であり、そのうち10人程度は由利本荘看護学校の卒業生であります。毎年10人の看護人材をこの地域に輩出している由利本荘看護学校が仮になくなるとなれば、単純に計算すると10年間で100人もの若手看護人材をこの地域で確保することが困難になると予想されます。

10年後の令和17年、社人研推計によれば、本市の人口は今よりも11,000人少ない、およそ58,000人まで減ると推計されており、年少人口は総人口に対しておよそ7%の4,000人、生産年齢人口はおよそ50%の29,000人、老年人口はおよそ43%の25,000人になると推計されています。このように人口減少とともに高齢化が進むと、医療を受ける人も増えてくると予想されます。同時に、少子化によって看護師不足が進むだけではなく、若手の看護師がいなければ、当直できる看護師はさらに少なくなるとの懸念があります。

医療現場の声を聴くと現状ですら、どこの病院も看護師が不足している状況だそうです。急性期病床を抱える病院でも、看護師が足りない状況で、看護師が今よりも足りなくなると、1人の看護師が7人の患者を受け持つ7対1看護の体制を維持できなくなってしまうようです。看護師不足が進めば地域医療は維持できなくなり、仮に由利本荘看護学校がなくなれば、地域医療への影響は甚大であると考えます。

そこで、中項目2点について質問いたします。

中項目(1)看護師不足及び看護学校の役割と学生募集停止に対する認識はについてであります。

この地域の医療現場からは、看護師不足であるとの声があります。医療人材の確保を含む地域医療体制の構築は、行政が責任を持って取り組むべきインフラであると考えますが、当地域における看護師不足の現状と地域医療の維持について、市はどのような御認識をお持ちであるのか伺います。

また、由利本荘看護学校は、平成28年度から令和4年度までの7年間では、285人の卒業生を輩出し、そのうち129人の学生が由利本荘にかほ地域の病院や特別養護老人ホームに就職しており、地域の看護人材確保の上で、重要な役割を果たしていると考えます。

本市では、由利本荘看護学校への運営費補助金として、令和6年度までは毎年170万円を補助し、令和7年度は487万5,000円に増額し、その運営を支援してきましたが、医

療人材確保の観点から、これまでの由利本荘看護学校の役割について、そして、これまで本市が看護学校に対して行ってきた支援について、市はどのような御認識をお持ちであるか伺います。

また、冒頭でも述べたとおり、由利本荘看護学校は、令和9年度の学生募集の停止を決定しました。人口は減っていくものの、高齢化が進み医療需要が高まる本市において、看護師不足によって、市民が適時適切な医療を受けられない可能性があるという、近い将来の当地域における医療体制に大きな影響を及ぼすと考えます。由利本荘看護学校が学生募集の停止決定をしたことに対して、どのように受け止めているのか、市の御認識をお伺いします。

中項目（2）看護学校のサテライト化や運営に対して積極的な姿勢で支援すべきではないかについてであります。

日本医師会は、全国的な医師会立看護学校や看護師等養成所の存続危機への対応策として、看護師養成所サテライト構想を掲げております。これは、地域に必要な施設を残すため、複数の養成所の運営主体をまとめ、例えば、講義は遠隔授業で、演習や実習はサテライト校や地元医療機関で実施するという構想です。サテライト化により、講師等の負担軽減を図ることができ、事務職員、看護教員も少人数で対応できるほか、学生が遠方の学校まで通学せずに済むというメリットがあります。

県内の看護師養成所の経営統合やサテライト化については、令和6年9月の県議会一般質問で県当局は、関係機関から意見を聴き、合意できる方向性があれば、県として支援を検討すると答弁しました。由利本荘医師会は、由利本荘看護学校をサテライト化し、令和9年度から学生募集ができないか、県や県医師会と協議をしているとのことあります。具体的には、本校をどこにするのか、カリキュラムの問題などを県などと協議し、サテライト化に向けて御尽力されております。

由利本荘看護学校について、本年9月の県議会一般質問で県知事は、地域における看護師の育成・確保や看護職を目指す高校生の受皿として、由利本荘看護学校は重要な役割を果たしてきたと考えており、私自身、当地域に看護師養成機能を残したいとの思いは強く持っているとして答弁されました。また、由利本荘看護学校のサテライト化について、県知事は、地域に看護師養成機能を残すための有力な選択肢の1つである。その場合、県立衛生看護学院がその候補になるが、持続的な学校運営のためには、学生確保や運営に対する地元自治体等の支援が不可欠であると答弁されました。

由利本荘看護学校は、サテライト化に向けて調整が進んでおりますが、サテライト化に向けて、そして、サテライト校として、令和9年から学生募集ができるよう地元自治体である本市の支援が必要であります。

湊市長は、本年6月市議会の施政方針において、地域医療につきましては、安定的に医師・看護師が確保できる施策を推進することにより、市民の皆様が安心して診療を受けられる充実した医療提供体制の維持に注力していくと述べられました。また、本年10月27日付の秋田魁新報には、由利本荘看護学校について、学校は地域医療のためにも残してほしいと、担当課のコメントが掲載されておりました。

私としては、残してほしいではなく、残していくと積極的な姿勢を本市に求めたいと思いますが、地域医療体制構築の当事者である地元自治体として、サテライト化を含め

た由利本荘看護学校の存続について、市はどのような姿勢でおられるのか、お伺いいたします。

また、サテライト化やその後の運営に対する金銭的な支援や学生募集に関する支援、学生のアパート確保や住居費についての支援など、本市としてもしっかりと支援していくべきであると考えます。冒頭でも述べたとおり、この問題を単に看護学校の経営支援の問題として捉えるべきではありませんし、財源がないからといって、片づけていい問題でもありません。何とか財源を捻出してでも、市が取り組んでいかなければならない課題と考えますが、地域の医療人材を確保するための由利本荘看護学校に対する今後の支援について、市のお考えをお伺いします。

大項目2、指定管理者制度導入施設における物価や燃料費の高騰、賃金上昇等への対応についてであります。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、本市では、168の施設で指定管理者制度を導入しており、指定により公の施設の管理権限を指定管理者に委任しております。

本年6月市議会の一般質問において、指定管理者制度導入施設のメンテナンスや修繕について伺いましたが、その後も指定管理者からは、燃料費や人件費の高騰に対する悲鳴が上がっております。長年にわたり地元のために施設運営を担ってきた指定管理者からも、このままでは指定管理を受けられないとの声も聞こえてきており、指定管理者の更新に伴う公募、再公募に応募がない施設も出てきているのが現状です。

市の指定管理者制度導入・運用に係るガイドラインでは、制度導入の視点として、「経費の削減」、「サービスの向上、質の確保」、「公正性・透明性の確保」の3点を挙げております。特に、「サービスの向上、質の確保」では、経費削減にのみとらわれることなく、サービス水準の維持・向上、公平性、安全性の確保という公の施設の重要な要素を失うことがないように、適切な制度運用を図る。また、指定管理者が取組意欲を高め、自主性や創造性を発揮できるよう必要な環境の整備に努めるとしております。燃料費や人件費の高騰への対応については、指定管理者が取組意欲を高め、自主性や創造性を発揮できるよう必要な環境の整備の面で重要なことであると考え、中項目2点について質問します。

中項目（1）高騰分を精算ではなく補助金による支援をする理由はについてであります。

本市では、光熱水費や燃料費が恒常的に上昇した場合には、指定管理更新の際に、過去4年間の平均使用量、平均単価を参考とし、経済情勢や市場環境を勘案して指定管理上限額に反映していると認識しています。また、指定管理料は原則として年度ごとの精算は行われていませんが、光熱水費については年度協定締結時と補正予算要求時との単価が20%以上増減する場合に、燃料費については基本協定締結時の算定額と各年度の当初予算から補正予算要求時点までの平均単価による算定額との差額が20%以上増減する場合など、大幅な増減や特殊な要因が見込まれる場合は協議するとガイドラインに示されております。また、人件費については、原則として精算は行わないと示されております。

本市は、これまでに補助金による指定管理者への支援を行っており、本年も11月臨時会にて指定管理施設等エネルギー価格高騰対策事業費補助金が予算提案され、令和7年度の指定管理期間における電気料金、ガス料金及び灯油料金の合計と、燃料費高騰分を含めた指定管理公募時に算出した各対象経費の合計を比較した差額の8分の3を指定管理者に助成しております。指定管理期間中における、これらの増減に対しては原則として精算を行わず、光熱水費や燃料費に大幅な増減があった際には協議をすることとしており、その都度補助金として支援しておられますが、精算ではなく補助金として支援している理由を伺います。

また近年、本県においても最低賃金が上昇傾向であり、指定管理者制度導入施設で働く職員の適正な労働条件の確保に向けて、その職員に対する適正な賃金水準への対応を行う必要性が増してきておりますが、ガイドラインに示されているように、人件費については、原則として精算は行わないとしている理由について伺います。

中項目（2）本市の対応方針とスライド制度導入の考えはについてであります。

本市では、本年2月7日付、総務省より照会のあった資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査において、昨今の資材価格の高騰、賃金上昇等により、委託事業者が受けた影響や今後受ける影響を踏まえ、指定管理料や利用料金の引上げ等の方針を全庁的に示しているのかの問いに対して、示していると回答しております。続く、指定管理料や利用料金の引上げ等の対策を実施しているのかの問いに対しては、令和7年度から対応予定と回答しております。具体的な対応方法について他市町村の回答では、指定管理料の引上げや利用料金の引上げ、指定管理者に対し、物価高騰に対応するための支援金を支給するなどの回答がありましたが、本市では、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

また、資材価格の高騰、賃金上昇等への対応については、工事請負契約で導入されているスライド制度を指定管理者制度においても導入する方法もあります。本市との工事請負契約において運用されている工事請負契約事項の条項第25条では、急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならないとしております。これは、いわゆるインフレスライド条項であり、賃金または物価の変動に基づき、その増減額の1.5%を除いた部分については、請負代金額の変更を請求することができるというものであります。

近年、他県他市においても工事請負契約で導入されているスライド制度を指定管理者制度でも導入する動きが増えてきております。近年の物価や人件費の上昇傾向を踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や業務の適性の履行の確保、そして、指定管理者制度導入施設で働く職員の労働環境の向上を目的として、スライド制度を導入する必要があると考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

大項目3、本市出身者への継続的かつ積極的なアプローチをについてであります。

人口減少が進む本市においては、若者の市外転出が顕著であり、高校卒業後の進学や就職等の進路を市外に求める傾向が強く、転出超過となっている状況であります。しかしながら、男女ともに転入転出の差は少しずつ縮小してきており、特に男性は、令和5

年には転入超過となっております。この傾向を追い風とするべく、引き続き、本市が仕事や生活の場として選択されるため、さらなる施策展開が求められています。

若者の市外転出を抑制できればいいのですが、進学や就職等の進路によって市外に転出することも、御本人のスキルを身につける上での重要な選択の1つです。しかし、一度は本市から都会に転出したけれども、その後のライフステージや気持ちの変化によって、本市に戻りたいと考える若者が一定数いることも確かです。そこで、本市の出身者を貴重な関係人口と捉え、出身者に本市の魅力ある情報を提供し、本市と継続的なつながりを保っていくことが必要であると考えます。

例えば、転出届けの際に、本人の同意を得て転出先の住所を登録してもらい、そこに定期的に郵送等によるダイレクトメールを送付し、本市の様々な取組を訴求しながら、つながりを保っていく方法が挙げられます。具体的には、広報紙を定期的に送付することで、本市に引き続き関心を寄せていただくことができますし、本市の子育て環境のよさや子育て支援施策を訴求する情報を提供し続けることで、出産をきっかけとしたUターンを図ることができます。また、本市内企業の魅力や働きがいなど、求人につながる情報、本県や首都圏で開催される合同就職説明会や就職フェアの情報を提供し続けることで、就職を理由に転出した方のUターンを図ることができます。そして、移住支援補助金など、本市の移住支援施策に関する情報を提供し続けることで、本市へのUターンを検討している方の後押しとすることができます。転出者のUターンにつながりなくとも、本市のふるさと納税返礼品をPRする情報を提供し続けることで、地元である本市への寄附の促進を図ることができます。

このように、本市出身者のUターンやふるさと納税寄附の獲得を図るための種をまくことが必要であり、これはホームページやSNSといったプル型のPRや情報発信ではなく、施策を売り込むべくプッシュ型による継続的な訴求をすべきであると考えます。本市出身者が結婚や出産をするとき、都会での生活や仕事に疲れたときに、由利本荘市に戻りたいと思ってもらえるように、また、由利本荘市に戻るつもりはないが、地元である由利本荘市のために何かしたいと思ったときに、本市へのふるさと納税により貢献していただけるように、本市出身者を関係人口として考え、本市出身者に継続的に訴求する仕組みの構築が必要であると考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

以上、大項目3点について伺います。御答弁よろしくお願ひいたします。

【7番（泉谷尅馬議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、泉谷尅馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、地域医療を担う看護師を養成する由利本荘看護学校についての（1）看護師不足及び看護学校の役割と学生募集停止に対する認識はについてお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進む中、看護師を志す学生の減少に加え、医療現場では、看護師の転職や離職、都市部への人材流出などにより、看護師不足が深刻化している現状において、看護師の確保は、市民の皆様が安心して医療を受けられる環境や地域医療の

維持に直結する喫緊の課題であると認識をしております。由利本荘看護学校の卒業生の半数近くが、当圏域の医療機関などへ就業しており、当校は、地域に根差した看護師養成施設として地域医療を支える上で、大変重要な役割を担っております。

しかしながら、近年は学生数の減少により経営困難に直面しており、市では昨年度、県に対し、市議会との合同で、さらには、にかほ市との合同で要望活動を行うとともに、県、にかほ市と本市の3者で協議を重ね学校運営への財政的支援の拡充を図ったところであります。

また、市のイベントへの参加要請やケーブルテレビによる学校行事の取材を通して、学校周知の機会を提供し、学生確保に向けた取組へも継続的に支援を行ってまいりました。

令和9年度の学生募集停止の決定は、地域医療を支える看護人材の確保に多大な影響を及ぼすものと憂慮しております。市といたしましては、この事態を重く受け止め、今後も県、にかほ市と緊密に連携し、学生の確保や新たな学校運営の支援策について、協議、検討してまいります。

次に、(2)看護学校のサテライト化や運営に対して積極的な姿勢で支援すべきではないかについてお答えいたします。

由利本荘看護学校は、令和9年度の学生募集停止が決定しておりますが、市といたしましては、この重要な養成機能が地域に維持され、将来にわたって安定的な看護師確保につながるよう強く希望するものであります。

また、このことは単に学校運営上の問題にとどまらず、地域医療を守るための人材確保という面でも重要な課題として捉えております。

サテライト化につきましては、市といたしましても令和7年9月の県議会で知事が答弁されたとおり、地域に看護師養成機能を残すための有力な選択肢の1つであると考えております。サテライト化の実現については、現在、県が中心となり検討を進めておりますが、引き続き、サテライト化に際しての財政面や学生確保に対する支援について、県やにかほ市と連携し、協議を重ねてまいります。

また、看護人材の確保につきましては、市内外の養成施設で学ぶ学生が1人でも多く当市の医療機関などに就業いただけるよう、効果的な支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2、指定管理者制度導入施設における物価や燃料費の高騰、賃金上昇等への対応についての(1)高騰分を精算ではなく補助金による支援をする理由はについてお答えいたします。

公の施設の管理を指定管理者に委ねる場合には、基本的に一般公募により選定された事業者が、市と基本協定などを締結し、業務内容や指定期間、指定管理料などを定めた上で管理運営を行っていただいているところであります。

指定管理料の取扱いについては、本市の指定管理者制度導入・運用ガイドラインに沿って、施設の維持管理費など指定管理業務を行うために必要な経費と、見込まれる収入を踏まえて算定しており、指定管理期間中の各年度における指定管理料は、大きな情勢の変化がない限りは、基本的に毎年度同額により、年度協定書を取り交わしております。

このことから、本市における指定管理者制度では、光熱水費や燃料費、人件費を含む経費全般に対し、指定管理者が民間経営手法による効率的な施設運営を行うことによって、利益を確保できることを大きなインセンティブとしていることから、当該年度での精算は行わないことを基本としております。

特に、人件費を精算の対象としていないことについては、施設の設置目的や特性などを踏まえ、市民サービスの維持・向上に必要となる職員配置を基に算定をしておりますが、指定管理者には、制度導入の本来の目的である民間事業者としてのノウハウを生かした経営を行っていただけるよう職員配置や給与設定に裁量を与えていることによるものであります。

一方、急激な賃金上昇や物価変動などの事由により、指定管理者による懸命な経営努力によってもなお、対応が難しい場合には、指定管理料の改定について申し出ることができることと定められております。

これまで市では、社会経済情勢を踏まえながら、賃金上昇や物価高騰対策として、国からの交付金を活用して市民や事業者の支援を行ってまいりましたが、ここ数年、指定管理者にあっても、燃料費や光熱水費の高騰により大きな影響を受けており、支援の要望が寄せられていることから、持続的で安定的な施設運営を図るため、国の交付金を活用し、エネルギー価格高騰対策事業費補助金による支援を行っております。

なお、指定管理料の改定ではなく補助金とした理由については、指定管理者の経営努力を求めながらも、施設の安定的な管理運営を期待することから、一定割合を支援する補助金としているものであります。

今後も、急激な物価や賃金の上昇などの外的要因による経営への影響につきましては、ガイドラインや協定書に基づきながら、指定管理者の安定的なサービス提供を確保できるよう状況に応じて様々な制度を活用するなど、柔軟かつ適切な支援策を講じてまいります。

次に、（２）本市の対応方針とスライド制度導入の考えはにお答えいたします。

御質問にあります本年２月の総務省からの資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査においては、調査時点で、令和６年の最低賃金上昇による影響への対応として、賃金単価を修正し、再算定を行い、令和７年度の指定管理料に反映する方針としていたことから、令和７年度から対応予定と回答をしております。

指定管理者制度におけるスライド制度の導入に関しましては、令和６年４月１日付で総務省自治行政局行政経営支援室長通知、指定管理者制度等の運用の留意事項についてという文書が発出されており、その中で指定管理者制度における賃金スライド制度が事例として提示されております。

また、全国的には、茨城県や札幌市、横浜市など、幾つかの自治体においてスライド制度が導入されているところであります。一部には、物価変動全体に対応した制度としておりますが、多くは賃金のみを対象としたものとなっており、民間給与実態調査や最低賃金を指標として、前年度と当該年度の変動率により、人件費の増減を算定し、次年度の指定管理料に反映する仕組みとなっております。これは、本市における最低賃金が積算時の単価を上回った場合に、次年度から反映させるという取扱いと類似したものとなっております。

今後も急激な賃金や物価の変動に対しましては、ガイドラインに沿った適切な支援を行うとともに、スライド制度などの新しい手法の導入については、他自治体の導入事例も参考にしながら、スライド制度を適用する算定項目の範囲や導入による効果、事業者のインセンティブへの影響などを調査の上、指定管理者の安定的なサービス提供にどのようにつながっていくかについて、総合的に研究を進めてまいります。

次に、3、本市出身者への継続的かつ積極的なアプローチをについてお答えいたします。

市では、転出された方が、その後も本市の情報に触れ、関心を持ち続けていただけるよう転出届けの際に、市からの情報を得られるメールマガジンやLINE、インスタグラムの登録をお願いするミニチラシを配布しております。メールマガジンについては、平成27年度より現在の市移住まるごとネットワークメールマガジンを開始し、11月末の登録件数は291件となっております。また、LINEについては、令和6年度より市公式アカウントとは別に、県外在住者向けに特化した由利本荘市移住支援課LINEの運用を開始し、現在の登録件数は105件となっております。

メールマガジン、LINEのいずれも、移住や就職イベント情報のほか、市での暮らしぶりが分かる地域的话题をピックアップし、月2回程度、定期的な配信を行っております。さらに、本市の日々の話題など即時性のある情報については、Instagramで発信しており、これらを御覧になった方々が各種イベントへ参加いただいた事例も多数あります。

今後は、市政全般をお伝えする広報紙についても、本市出身者に読んでいただけるようメールマガジン等へ情報を掲載するなど、充実強化を図ってまいります。

ふるさと納税については、総務省告示において、返礼品を強調した宣伝広告が禁止されているため、返礼品のPRを目的とした情報提供を行うことはできませんが、市二十歳を祝う会や秋田県人会、各ふるさと会等の様々な機会を通して、移住・就職イベントやふるさと納税等に関する情報提供を行っているところであります。

市といたしましては、引き続き工夫を重ねながら、本市出身者に向けた訴求力のある情報発信に努め、関係人口の維持・拡大と移住の促進につなげてまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尅馬さん、再質問ありませんか。

○7番（泉谷尅馬） 御答弁ありがとうございました。数点だけ、再質問をさせていただきます。

まず、大項目1の地域医療を担う看護師を養成する由利本荘看護学校についてであります。

その中の中項目（2）看護学校のサテライト化や運営に対して積極的な姿勢で支援すべきではないかについて再質問をさせていただきます。

中項目（1）のほうでも、由利本荘看護学校の重要性については、地域医療を支える上で重要な役割であると御認識されているという回答をいただきました。中項目（2）の御答弁の中で、どのように存続と支援を進めていくかということに対しては、県やかほ市と連携をしながら進めていくという御答弁をいただいているのかなと思います。

たしかに主となるのは県ですし、やはり由利本荘看護学校は由利本荘市だけではな

く、にかほ市も含まれた医療圏域と言いますか、そういったところで役割を担っているとは認識していますが、由利本荘市として、どのようなスタンスでおられるのかというのを伺いたいです。やはり、県やにかほ市が何と言おうが、何とかこの由利本荘市に、この看護師養成機能を残すべきなのか、そういった強い思いで連携を進めていくのか、それとも県がこう言うのだから、こうするしかないよなというふうなスタンスで進められていくのか、その辺の姿勢について、今一度、伺いたいたと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁の中身の強さをどう認識されたか、私の思いとしては相当強い思いであります。この地域から看護学校がなくなるということについては、いろいろと医師会との話合いもしていますけども、かなり極端な表現になっている要素はありますが、それがなくなるということは、この圏域の医療崩壊にもつながっていくぐらいの話題になっておりますし、かなり強い思いでいるところであります。

今回のサテライト化については、いろいろな手法がある中で一番現実的というか、やっぱり目指せるところだろうという思いでもあります。ただ、どこのサテライトになるのかということ。これは、県内にある学校のサテライトということが、やっぱり一番有力なのであろう、それしか選択肢がないだろうということでありまして、やっぱり県の動向というのが非常に大きなウエートを占めているというのは現実であります。強く働きかけてまいりたいと思いますし、市としても、できる限りのことはしっかりとかなり前向きに、前のめりにやっていきたいというふうには考えております。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尅馬さん。

○7番（泉谷尅馬） はい、ありがとうございます。

市長が強い思いをお持ちだということで、非常に安心をしたところであります。大変ありがたいことだと思います。ぜひ、市としても財源がないという理由はなしに、支援していただきたいと思います。

また、令和9年度からの学生募集を停止されたということで、なるべく早めのサテライト化というものが求められると思います。あくまでも主体的なところに関しては、県だというお話はありますが、市としてもやはり令和9年度から引き続き、サテライト化等を含めた由利本荘看護学校の存続ということを求められるのか、その点について伺いたいたと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今の時点でサテライト化は、まだ決まっていないので、いつから募集を始めるとかということまでやっぱり踏み込んでは、今、答えられませんけども、先ほどの答弁と一緒にあります。しっかりと前向きにいくようには、努めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尅馬さん。

○7番（泉谷尅馬） はい、ありがとうございます。

サテライト化とか、どうこうなる方針はまだ決まっていませんけども、なるべく空くことがないように、そういった思いで進めてほしいという思いがあるのですが、その点については、市長はどのようにお考えなのかという点について伺いたいたと思います。

す。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ちょっと重複……。サテライト化が今、まずほぼ唯一のと言うのでしょうか、それがなる、ならないがまだ決まっていない段階では分かりませんが、思いとしては多分一緒です。思いとしては一緒ですが、そうするとか、しないとかというのは、やっぱりちょっと今、私は言える立場ではありません。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尠馬さん。

○7番（泉谷尠馬） はい、ありがとうございます。

時期については、いずれ県のお話が進まない、ということだと思いますが、思いとしては、市長も同じ思いでこの由利本荘市に、この看護師医療機能は残したいという強い思いでおられるということで安心しました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、大項目2、指定管理者制度導入施設における物価や燃料費の高騰、賃金上昇等への対応についてであります。

中項目（1）高騰分を精算ではなく補助金による支援をする理由はの中の御答弁で、支援の要望が寄せられているという御答弁があったのかなというふうに思います。

私のほうにも、いろいろな指定管理者から御相談というか、そういうのもありましたけど、市のほうにもどのくらい来ているのかなという、その感覚というか、そこについてお伺いしたいのと、今後もいろいろな制度を活用し、支援を続けられたいという御答弁だったかと思うのですが、やはり市の財源をなるべく使わずに、国の財源、交付金とか、そういうものを活用されて今後も支援をされていくという方向でよろしいのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、総務部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

要望が、何件くらいあるかという具体的な数字については、私のところでちょっとまだ把握をしておりませんが、各担当と、それから指定管理者との間では、随時協議というものが行われております。その中で料金についてであったり、それから燃料費がこれくらい上がっているというふうな経営に対する要望、それから協議というものは随時行われていると思っておりますので、その中で一定程度の状況把握というか、そういったことを進めていると思っております。

2点目のあらゆる制度を活用していくということの中には、市の財政状況も含めて、それから国の対応、県の対応、いろいろありますので、そういった情報を注視しながら、これからも市の財政にとって有利な点も含めて対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尠馬さん。

○7番（泉谷尠馬） はい、ありがとうございました。

指定管理者も経営していく上で、非常に厳しい状況であるなというふうに認識しています。その中でも、いろいろな物価高騰等ありますけども、修繕、小破修繕等も増えて

きているというところで、いろいろ御相談を受けておりますので、その点についても、引き続き、ぜひ指定管理者と協議を重ねながら、支援をしていただきたいというお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、7番泉谷赴馬さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

.....
午前10時35分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

20番伊藤順男さんの発言を許します。20番伊藤順男さん。

【20番（伊藤順男議員）登壇】

○20番（伊藤順男） おはようございます。会派、高志会の伊藤順男でございます。

議長の許可をいただきましたので、大項目4点について大所高所から主に提案型の質問をさせていただきますので、市長には、御答弁方よろしくお願いいたします。

なお、質問通告から2週間ほど経過しておりまして、現状と差異が生ずる場合がありますので、お含みおき願いたいと思います。

大項目1、熊関連に係る対応について、中項目（1）本市の熊対策に係る猟友会と自衛隊との連携状況について伺います。

秋田県内における熊の出没等による被害が多発し、社会全般の日常を考えると、災害級の事態との感がいたします。その事態に対して、市当局や猟友会をはじめ、子供たちの登下校の見守り、送迎など多くの関係者から、今できる最善の努めをいただいていたところであります。

さて、県は、熊対策として自然保護課の体制を拡充するとともに、自衛隊、市町村、猟友会との連携を強化。その一環として、鈴木健太秋田県知事は、10月27日、熊の出没状況、また、今年的人身被害等は、もはや災害級の事態と捉え、防衛省に自衛隊の派遣を要請。その要請に応える形で秋田県と自衛隊で協定を結び、秋田駐屯地を拠点とする第21普通科連隊の隊員が鹿角市を皮切りに支援。その支援内容は、地元猟友会のメンバーと共に、重さ200キロとされる箱わな14基の運搬。また、駆除した熊の輸送等、後方支援に当たったとのこととあります。こうした支援要請については、新たに横手市など、5市町が県と自衛隊との派遣調整。他の市町も派遣調整が進められていると伺っています。

そこで、本市の熊対策に係る猟友会と自衛隊との連携状況について伺うものであります。

中項目（2）冬期間における熊対策の傾向など注意の喚起について伺います。

11月13日、湊市長を本部長に熊等から人身被害の未然防止対策として、由利本荘市獣害対策本部を立ち上げ、柿の木などの熊誘因樹木の伐採・運搬・処分の事業費、また、屋外での運動等における危険防止への観点から、体育館の無料開放等に係る補正予算の専決処分。また、これまでの取組としましては、市公式サイトでの熊情報を集約し、L

LINE、防災メール等での一斉配信など、市民の日常に係る安全の観点から大いに評価するものであります。

こうした日常において、市や多くの関係者等が災害級といわれる熊に係る対策を講じたとしても、熊出没に係る対策には限りがあり、市民一人一人が自分の身は自分で守るといった行動、また、心構えが大事なことは言うまでもありません。

とりわけ冬期間は、熊が冬眠、春になって活動との固定観念がありますが、雪が少ない近年の暖冬や、秋に十分な食物を取ることができずに空腹状態などから、人里に下りて食べ物を探しに来るパターンが考えられます。

私の町内には11月24日を含めて、ここ1か月の間に熊が数回出没し、初めは柿目当てから、その柿の木を処分すると、今度は畑の野菜などを食した形跡があり、危険な状態と考えます。

そこで市民に対し、冬期間における熊対策の傾向など、注意の喚起について伺うものであります。

中項目（3）新山小・本荘北中学校周辺のゾーニングによる熊出没対策について伺います。

最近の熊情報においては、石脇の新山方面からと思われる出没情報に注目をしているところであります。この地域には、小中学校、多くの住宅等があり、学校の登下校や部活動等、とりわけ学校の屋外活動における日常に影響があるものと考えます。

こうした中、市教育委員会は、市内小中学校における熊の緊急対策で教職員が爆竹を使用する期間を11月14日から12月25日として、爆竹使用時には大きな音が出ることから、市民への周知と御理解をお願いしたと伺っております。

さて、学校などの周辺においては、森と熊の生活圏をはっきり分けて、お互いが鉢合わせをしないよう草ややぶを刈り払い、見通しをよくし、緩衝帯を設け、熊の隠れ場所をなくす。いわゆるゾーニングが、人の生活圏への熊侵入を抑える上で、有効とされております。そのゾーニングを行っている長野県箕輪町の成果が注目されます。それによると、ゾーニングにより熊の目撃件数が、前年の19件から9件に大きく減り、地域の安心につながりはじめているとのことであります。

そこで、爆竹は主に熊出没に係る緊急対応としての効果が期待されるのに対し、今後における中長期的な熊対策を見据え、本市におけるモデルケースとして、ゾーニングによる対策に取り組むべきと考えます。

そこで、新山小・本荘北中学校周辺のゾーニングによる熊出没対策について伺うものであります。

大項目2、県立大学へ附属高校設置について。中項目（1）市当局として先進事例に係る調査研究の考えについて伺います。

県立大学本荘キャンパスが本市に設置された経緯を振り返ると、地域産業との連携、人材育成、若者の地元定着が大きな目的でありました。こうした中で、若者が高校段階から地域と接続した教育を受け、大学、企業へと一貫してつながる仕組みとして、附属高校化が全国的に注目をされています。

例を挙げると、山口県立大学では、県立大学附属高校の対象校として、県立周防大島高校をその対象校として、令和5年3月に設置方針を公表。令和8年4月の開校が進め

られており、福祉、看護、国際文化など、大学の特色に応じた高校教育を展開することで、地域の医療・福祉人材の確保と県内定着を目指すとしています。

こうした事例に共通しているのは、1つとして、地域課題に即した専門教育の早期化。2つとして、高校段階からの探求学習、地域実習の導入。3つとして、進学、就職を含めて、従来の県外の大学に進学、戻ってこないという流れを断ち切り、むしろ高校から地元の大学へ、大学から地元企業という流れをつくる。いわゆる地域定着の教育ルートづくりとされています。

そこで、他の先進事例に学ぶ観点から、市当局として、先進事例に係る調査研究の考えについて伺うものであります。

中項目（2）県の高校再編と市の総合戦略における親和性の所見について伺います。

本荘キャンパスが有するシステム科学技術学部、大学院など、工学的分野は、製造業人材の確保、デジタル人材育成など、本市の産業振興や地域課題と極めて親和性があります。

さて、令和8年から令和17年の第8次秋田県高等学校総合整備計画素案が、今年の6月21日に発表されました。その目指す姿としては、自らの個性・能力を伸ばす、多様な価値観の尊重、グローバル社会での活躍、ふるさと秋田への愛着等が掲げられています。

これは、本市が新年度に向けて取り組んでいる総合計画と一体的に策定する戦略のまちをつくる、ひとをつくる、しごとをつくるのキーワードと重なるものがあります。このキーワードに沿った総合戦略実現を図る上で、仮称、県立大学附属高校の立地推進を図ることは、先に述べたキーワード等の観点からも、県の高等学校再編と大いなる共通点との思いであります。

そこで、県の高校再編と市の総合戦略における親和性の所見について、伺うものであります。

中項目（3）県立大学本荘キャンパス附属高校設置に向けた所見について、伺います。

仮に、ここ由利本荘市に附属高校が設置されれば、市内高校の特色化、再編に資するだけでなく、産業界・企業との実践的教育、インターンシップ、高専型の実学教育も展開できると考えます。

加えて、市内中学生にとっても、地元で高度な教育が受けられるという安心感が生まれ、進学による人口流出の抑制にもつながります。

さらには、本荘地域の人口約4万人のうち、県立大学本荘キャンパスの学生と教授、事務等職員、その家族等を含めると約1,800人となり、本荘地域の人口の約4.5%を占めます。しかも、若者世代が多いことから、少子高齢化の進展が著しい本地域にとっては、元気の源といっても過言ではありません。

加えて、附属高校が設置されると、高校3年間、大学4年間、大学院2年間と9年間を勉学等に励む学生にとっては、本市を第二のふるさとの存在として、一生忘れることのできない地となり、将来における交流人口、関係人口にも大いなる期待が膨らみます。

県立大学本荘キャンパスへの附属高校設置については、大学を本荘の地に誘致したと

き以上に、市民や産学官の理解、また、設置への取組に係る熱量が問われるものと考えます。まずは、設置時の課題を整理し、本市として実現に向け取り組むべきと考えます。

そこで、県立大学本荘キャンパス附属高校設置に向けた所見について、伺うものであります。

大項目3、秋田県心身障害者コロニー移転計画について、伺います。

秋田県社会福祉事業団が運営する秋田県心身障害者コロニーは、本市西目地域に設置されて以来、約50年以上にわたり重度の身体・知的障害者支援の拠点として、また、地域福祉・医療・雇用を支える重要な施設として大きな役割を果たしてきています。

そうした中において、県では現在、建て替えや今後の在り方について、検討委員会を設置し、議論が行われていると伺っております。今回の施設再編計画の議論に当たっては、従来のように1か所に大規模な施設を集約する方式ではなく、地域に分散した中規模施設を複数設置する方向とも伺っています。これは、障害者福祉における地域共生社会の流れ。いわゆる地域移行でありまして、地域社会で自立した生活をグループホーム等の小規模・地域密着型での生活支援とのイメージをしています。

そのコロニーの代替機能が、他地域に移転、分割されるようなことがあれば、本市における福祉サービスの低下のみならず、勤務する職員の約8割が由利本荘市、並びににかほ市の住民とも伺っており、地元の雇用や経済にも大きな影響を与えるものと考えます。

また、地域と共に歩んできた歴史的経緯を踏まえると、本市としての再編の方向性の把握、また、その対応が大事と考えます。

そこで、コロニー移転計画における施設継続と機能維持に係る要望活動について、伺うものであります。

大項目4、広報ゆりほんじょうについて。中項目(1)伝える広報を基本にICTによる伝わる・つながる広報づくりの方向性について伺うものであります。

11月15日発行、広報ゆりほんじょうNo.496の表紙は、由利鉄40周年、みんなの由利鉄出発進行の見出し。また、湊市長のコラム、おなじみの視点と始点においては、由利本荘市誕生20周年記念式典における成田洋一映画監督制作のオープニング記念映像などの感想。そのコラムの末尾には、成田映画監督制作の記念映像はこちらからの二次元コードが付してあり、スマホで検索すると本市8地域の映像が流れ、その視聴回数は4,263回と表示されております。これは、おおよそ7万市民の16人に1人が視聴したということになります。

次のページ以降には、お知らせとして国保税、市職員採用試験、健康だより等、定番の行事案内等があり、その要所には、24か所の二次元コードを付して、ホームページ等に誘導し、記事の内容を補足。また、末尾には、この広報紙は29,000部印刷し、その印刷費は1部当たり45.5円とまで書かれております。この意図としては、市に係る情報満載の広報ゆりほんじょうの印刷費として、年間にすると3,160万円使われています。どうぞ関心を寄せて見ていただきたいとのメッセージと、私は受け止めたところでありませう。

さて、ただいま申し上げた事柄を含めて、一般質問の目線で広報を見た所見として

は、これまでの伝えるという広報の基本的考え方に加えて、ICT技術の見本的存在となっているスマートフォンの個人保有割合が何と80.5%。これを意識した紙面づくり、いわゆる伝えたい内容をスマートフォンで検索し、記事を補完することで、市民により伝わる広報への工夫を感じたところであります。まずもって、広報の発行に当たり、市民と市政のかけ橋的な広報づくりに取り組んでいる広報広聴課をはじめとする関係職員に対して、大いなるエールを送りたいと思います。

そこで、伝える広報を基本に、ICTによる伝わる・つながる広報づくりの方向性について、伺うものであります。

中項目（2）広報戦略に係る指針等策定の考えについて伺います。

先般開催された議会全員協議会において、市は広報ゆりほんじょうについて、令和8年4月から、これまでの月2回の発行から月1回への方針を示しました。

さて、一般財団法人地方自治研究機構が、令和6年3月に自治体広報戦略の在り方に関する調査研究において、全国にある市町村、全1,724市町村へ広報紙発行回数の調査を実施。それによると広報発行回数について、年24回、月2回発行の団体が13.6%。年12回、月1回発行が1,324団体の82.5%と公表。また、その配布方法で最も多いのが、町内会等の1,185団体、71.4%。続いて多いのが、シルバー人材センターの179団体。その他、公共施設への設置等であります。そのうち、広報紙配布を委託されている町内会等の課題としては、高齢化等による担い手不足、役員の負担軽減が指摘されており、地方自治研究機構による広報戦略調査に注目したところであります。

さて、本題の広報戦略等策定についてであります。伝えるから、伝わる・つながる広報づくりにおいては、広報の目的や対象の明確化、タイミング等における戦略が大事であります。そこで、他市における広報戦略の概要を参考にしますと、1つとして、広報編集能力向上に向けた研修の在り方。2つとして、市民等による情報発信の受入れ、また、応援態勢やイベント等の掲載基準。3つとして、想定を上回る規模の自然災害における危機管理広報の体制整備。4つとして、インターネットやスマートフォン等を媒体とした情報化の進展への対応。5つとして、インターネットが利用できない方、視覚に障害がある方などへの対応が広報戦略の概要であります。

結論としては、全国的な広報発行傾向や町内会等の負担軽減。また、今申し上げた5つの広報戦略について、これまでの発行実績も踏まえ、発展的思考での課題整理をすることで、広報が月2回から月1回の発行に至ったとしても、市民とのかけはし的、広報ゆりほんじょうの意義は保たれるものと、このように考えます。

そこで、広報戦略に係る指針等策定の考えについて、伺うものであります。

中項目（3）行政協力事務に関する条例、要綱の見直しについて伺います。

本市広報等の配布などに係る条例として、由利本荘市行政協力事務に関する条例、平成19年4月1日施行があります。これは、20年前の合併から2年後ということであります。その行政協力事務に関する条例第2条、町内会等は、市の依頼により行政協力事務として次の事務を行うとあり、その概要は、調査書、報告書等の配布、周知事項の伝達及び連絡、印刷物の配布、いわゆる月2回の広報などであります。

また、ただいま申し上げた条例を補完する行政協力事務に関する要綱には、その経費として町内会等に対し、行政協力事務交付金を交付するとし、1世帯当たり500円、1

町内会当たり35,000円の合計額とあります。まずもって、住民自治の最小単位ともいえる町内会等の運営や市の広報配布等に御尽力をいただいております関係皆様に敬意を申し上げますとあります。

さて、令和7年4月1日現在の町内会数は、484町内会であります。1から29世帯の町内会数が280町内会と全町内会の57%あまり、うち9世帯未満の町内会が本荘地域の3町内会を含めて58町内会となっています。

また、700世帯を超える町内会もあり、合併時89,500人あまりから20年経過した今日、少子高齢化の進展と相まって、約2万人の人口減少により、各町内会の世帯数を含めて、人的環境が大きく変わってきており、関係条例や要綱等の整備検討の時期と考えます。

そこで、行政協力事務に関する条例、要綱の見直しについて、伺うものであります。

以上で、大項目4点についての質問を終わります。

【20番（伊藤順男議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、伊藤順男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、熊関連に係る対応についての（1）本市の熊対策に係る猟友会と自衛隊との連携状況についてにお答えいたします。

陸上自衛隊との連携につきましては、多発する熊による被害が災害級の事態であるとの認識の下、鈴木知事が小泉防衛大臣に派遣を要請したことを契機に、県と自衛隊との間で締結された協力協定に基づき、県内各市町村への派遣が実現したものであります。

本市におきましても、自衛隊からの支援について県と協議を重ね、猟友会等のマンパワーが不足する中であって、熊の駆除、箱わなの見回りといった業務を円滑に進めるには、支援を受ける必要があると判断し、このたびの派遣に至ったものであります。

派遣に先立ち、11月13日と17日の2日間にわたり、自衛隊と打合せを行い、自衛隊と猟友会を含む関係者が活動内容やスケジュールなどの協議を行った上で、11月19日から27日まで後方支援として、箱わなの運搬などを担っていただきました。

具体的には、本荘地域の赤田地区へ箱わな設置のために運搬を行い、同日夕方に熊の捕獲が確認され、翌日には、駆除された熊の車両への積込みなどに御協力をいただいたところであります。

また、西目地域のリンゴ園周辺においては、熊による果樹被害を踏まえ、赤外線カメラを搭載したドローンによる出没状況の確認作業など、周辺地域の情報収集と監視活動を行っていただきました。

自衛隊の活動については、いずれも猟友会と市が行う作業の後方支援ではありましたが、猟友会等の関係者との連携が円滑に運び、猟友会や市職員の労力低減が図られ、市民生活の安全・安心を守る上で、非常にありがたく、改めて感謝を申し上げます。

このたびの熊対策への自衛隊による支援については、自衛隊にとって本来の任務ではない緊急避難的な対応でありましたが、今後も状況に応じて支援をお願いできるよう、県には自衛隊との関わりが維持されることを期待したいと考えております。

次に、（2）冬期間における熊対策の傾向など注意の喚起についてにお答えいたしま

す。

本市における本年度の熊の目撃件数については、430件を超え、これは過去に突出して多かった令和5年度の年間目撃件数239件を大きく上回った状況にあります。

一方で11月下旬を迎え、目撃件数は急激に減っており、11月20日から11月30日までの10日間では12件となっております。

しかしながら、伊藤議員御指摘のとおり、近年は暖冬傾向にあることや、秋に十分な食物を取ることができず、空腹状態にある熊が冬眠に入らずに、市街地へ出没する可能性があることから、市民の安全確保を最優先とし、いつでも、どこでも、誰でもが熊に遭遇するリスクがあるという認識の下、自分の身は、自分で守るという最大級の危機意識を持っていただくことが大切であると考えております。

これまで、防災メールやSNS、ホームページ等を通して、熊の目撃情報を迅速に周知し、市民への情報提供と安全対策の徹底を図っているところでありますが、今後もこれらの情報伝達手段を最大限活用するとともに、関係機関と連携を密にし、市民の皆様が安心した日常生活を送ることができるよう、丁寧かつ継続的な注意喚起と捕獲などの対応を行ってまいります。

次に、(3)新山小・本荘北中学校周辺のゾーニングによる熊出没対策についてにお答えいたします。

県では、令和7年3月に策定した秋田県第二種特定鳥獣管理計画、第6次ツキノワグマに基づき、人の生活圏への出没抑制に向けた対策を重点的に実施し、人と熊とのすみ分けを図るため、3つの地域に区分するゾーニング管理を推進することとしております。

1つ目の区分は、本来の熊生息域であるコア生息地域、2つ目は、熊の侵入を許さない防除・排除地域、そして、両者の間を緩衝地域として県が決定し、加えて緩衝地域のうち、重点的に対策を行うエリアを管理強化ゾーンとして、市町村が主体となって設定することができるかとされております。

このゾーニング管理は、伊藤議員が例に挙げられた長野県箕輪町の取組と通じるものがあると受け止めており、御提案の新山小学校や本荘北中学校周辺については、これまでも通学路沿いの竹林を伐採した緩衝帯整備を行ってきたことから、この地域が緩衝地域として区分された場合には、管理強化ゾーンのモデルケースになり得るものと考えております。

管理強化ゾーンにおいては、地域住民による熊の出没抑制対策の取組も求められますが、地域住民等、関係者との合意形成と協力が得られる箇所については、積極的に設定し、実施計画を策定した上で、熊を人の生活圏に寄せつけない、危険のない環境づくりを推進してまいります。

次に、2、県立大学へ附属高校設置についての(1)市当局として先進事例に係る調査研究の考えについてにお答えいたします。

秋田県立大学は、21世紀を担う次代の人材育成と、開かれた大学として秋田県の持続的発展に貢献という2つの基本理念の下、開学されましたが、圏域住民の熱意もあり本荘キャンパスが設置され、以降、本市の電子デバイス産業をはじめとする地元の企業との連携や地域人材の育成、若者の地元定着などに幅広く貢献してきたところでありま

す。

議員御指摘のとおり、卒業生の県内就職率が低調に推移している現状や人口減少という喫緊の課題に直面している本市の状況を踏まえると、市内で高校から大学に至るまで地域と連動して学ぶ教育モデルの確立は、専門性を備えた将来性豊かな有為な人材の育成に向けた有効かつ意義深い選択肢であると考えております。

一般社団法人公立大学協会のデータによると、令和6年5月1日現在で、公立大学法人が設置している大学は全国に91校あり、そのうち附属高校を設置している大学は3校となっております。平成16年4月に公立大学法人制度がスタートした時点では、附属高校の設置が認められておらず、その後、法改正により、平成29年4月から設置が可能となったこともあり、設置事例はまだ少ない状況にあります。例えば、令和4年4月に設立された奈良県立大学附属高校については、奈良市内の3校を2校に再編する際に、公立大学法人に移管され、附属高校として新設されたものであり、地域社会の課題解決に貢献する意欲を持つことを、アドミッションポリシーに掲げ、生徒の自主性に重点を置いた課題探求型の学びを特徴的な教育プログラムとするなど、高校、大学、地域が一体となって学び、地域課題解決を図るプラットフォームとしての役割が期待されております。

また、議員の御質問にあります令和8年度開校予定の山口県立大学附属高校では、7年間の連携型高大一貫教育により、県立大学が掲げる教育理念の下、地球規模の視野と地域の視点を併せ持つ、グローバルに地域社会で活躍する人材育成等をスクール・ミッションとする予定であります。

こうした先進事例を参考に、高校と大学が連携した地域課題解決に向けた取組の成果や、高校段階から自らが暮らす地域において、住民や企業などと密着した探求学習や地域実習を展開することが、その後の進路や地域定着へ、どのような影響を及ぼすかなどを丁寧に分析することにより、本市における秋田県立大学への附属高校設置の必要性を見極めるため、今後、教育環境、産業連携の在り方などについて、広く研究してまいりたいと考えております。

次に、(2) 県の高校再編と市の総合戦略における親和性の所見についてにお答えいたします。

県では、人口減少や社会経済情勢の変化に対応した高等学校教育の充実を図るため、令和8年度から向こう10年間の方向性を示す第8次高等学校総合整備計画素案を令和6年6月に公表しております。その基本理念として、豊かな心と高い志、個性・能力の伸長、国際的視野と地域への愛着などのキーワードを挙げ、ふるさと秋田への愛着と誇りを持ち、地域社会の持続的な発展のために、その地域の課題解決に積極的に取り組む姿の実現を目指すこととしており、これは、まちをつくる、ひとをつくる、しごとをつくるという三本柱を掲げる本市の総合戦略と方向性を同じくするものと捉えております。

両者の関連性を考察しますと、地域社会の活性化や地域課題の解決に資する人材の育成は、まさに本市が目指すまちづくりの礎となるものであり、もとより、生徒一人一人の個性と能力を最大限に伸ばし、豊かな人間性を育むことは、極めて重要な視点であると考えております。

学習環境や教育内容の工夫を通して、多様な進路や将来ビジョンに対応できる環境を

整備することが、地域全体の人材を育てる力の向上につながることも期待できるものであります。

また、高校教育において、地域経済や産業の発展に資する人材を育てるための学びの充実は、将来の地域産業を支える人材の輩出につながり、ひいては、持続可能な地域経済の基盤強化にも寄与するものとなります。

こうした高い親和性が認められる中、県立大学への附属高校の設置は、グローバル化やAIの進展など時代の要請に対応しつつ、新たな価値を創造していく人材を育て、ふるさとに愛着を持ち、地域のよさを再発見し、将来自分たちが住んでいる地域の活性化を目指し、戦略的かつ実践的に地域課題の解決に向け、展開しようとする総合戦略の目的達成につながることを期待されるものであります。

本市の総合戦略と県の高校再編整備計画の間に、一定の親和性があることを念頭に置きながら、今後の高校再編の動向や市の人口減少をはじめとした社会情勢を注視し、先進事例の調査、分析を進めてまいります。

次に、(3) 県立大学本荘キャンパス附属高校設置に向けた所見についてにお答えいたします。

県立大学の附属高校設置につきましては、これまで県議会においても、由利工業高校や金足農業高校の附属高校化について、議論されてきております。

県からは、県立大学附属高校の設置には、専門高校との連携やカリキュラム整備、大学・高校双方の運営ノウハウの確立が課題として挙げられ、また、全国的にも例が少ないことから、まずは、高大連携の在り方を関係者で学ぶ機会を設け、高校・大学双方の魅力向上や生徒の学びの充実につなげる段階的な検討を進める方向であるとの見解が示されているところであります。

市といたしましては、先の御質問に対する答弁の内容も踏まえ、附属高校の設置は、十分に検討する意義があり、地域の教育力のみならず、高校と大学の連携を通じた魅力向上や人材育成の新たな可能性を秘めているものと考えております。

今後、県による高大連携に向けた取組が一層深化されていくことが期待され、その延長線上に附属高校化が議論のテーマとして浮上し、実現性が一定程度高まりを見せてきた局面においては、市といたしましても、実現に向けて様々な提案を行ってまいりたいと考えております。

もとより、附属高校の設置は、一朝一夕に実現できるものではなく、長期的な視点に立った地域の人材育成の在り方や少子化社会における学校経営の在り方など、多方面にわたり、慎重かつ丁寧な研究が行われた上で判断し、可能性を見極めていくべきものと考えております。

また、県立大学本荘キャンパスへの附属高校の設置は、市内出身者の県立大学進学によって、人口流出の抑制に寄与するという直接的な効果のみならず、市内出身の学生が主体となり、市外・県外出身の学生との交流を深める機会を創出し、本市の魅力の発見や愛着の涵養を促す副次的な効果も期待されます。

こうした人的ネットワークの広がりや、若者が本市にとどまる意欲を高め、将来的な関係人口、交流人口の創出に資するとともに、地域の人材確保につながる面もあることから、附属高校の設置は、市のみならず産官学労言士を含む、広く関係する多くの皆

様と共に、全市を挙げて盛り上がりや機運の醸成が求められるものであります。

いずれにいたしましても、本市に特色と魅力ある附属高校が開設されることは、大変望ましいことであり、その実現に向けては県立大学を誘致した際と同様に、市民を広く巻き込んだ地域の熱意が重要であり、そうした熱意を追い風にしつつ、今後も県の動向を注視し、その効果や実現可能性について十分に検討を重ねながら、機熟す時期を見定めてまいりたいと考えております。

次に、3、秋田県心身障害者コロニー移転計画についてにお答えいたします。

秋田県心身障害者コロニーにつきましては、入所利用者の高齢化や障害の重度化及び施設設備の老朽化など、様々な課題への対応が必要となってきたことから、県が令和5年度にあり方検討会、令和6年度に施設整備検討会を設置し、再編整備の方向性について協議を重ね、その検討結果が公表されております。

令和7年3月に公表された施設整備検討会報告書では、新施設は県内の知的障害者支援の中核的な役割を担うことや、1施設当たりの入所定員を最大100人程度として、機能別に分散して整備することなどのほか、整備候補地の選定に当たっては、入所利用者の出身市町村や施設職員の雇用の維持と確保なども総合的に勘案する必要があること、及び旧西目村に設置されて以降の歴史的経緯に留意する必要があることが盛り込まれ、整備候補地域として、由利本荘圏域及び秋田市周辺の市街地が考えられると報告されているところであります。

市といたしましては、伊藤議員と同様の考えから、令和5年11月に県へ要望書を提出し、さらに、令和6年からは市議会との合同要望を継続しているところでありますが、具体的な整備時期も未定であることから、県の動向を注視しながら、分散して整備される施設全てを本市に設置していただけるよう、今後も必要な要望活動等を継続してまいります。

次に、4、広報ゆりほんじょうについての(1)伝える広報を基本にICTによる伝える・つながる広報づくりの方向性についてにお答えいたします。

現在、市政情報の発信については、市民に必要な情報をタイムリーに提供できるよう広報紙のほか、ウェブサイトやLINE、各種SNSなど、様々な媒体を活用し、積極的に行っているところであります。

広報紙については、そうした情報伝達手段の多様化を踏まえながら、ICT、情報通信技術を積極的に活用し、例えば若年層向けの記事については、詳しい情報をスマートフォンやタブレットなどで見ることができるよう二次元コードを掲載し、ウェブサイトやSNSに誘導しているほか、高齢者向けの記事では、紙面上だけで御理解いただけるよう簡潔に分かりやすく掲載するなど、様々な工夫を重ねているところであります。

このほか広報紙に掲載され、ゆりほんテレビでも放映されるイベントについては、広報紙の二次元コードからその動画に誘導し、紙面では十分伝え切れない熱気や盛り上がりなど、その場の雰囲気を感じられるよう配慮しております。

市といたしましては、4月より広報紙の発行を月1回とすることとしておりますが、引き続きICTの効果的な活用方法を研究しながら、市民の皆様に見やすく分かりやすい情報のタイムリーな発信に努めてまいります。

次に、(2)広報戦略に係る指針等策定の考えについてにお答えいたします。

市では、これまで広報紙やウェブサイトなどを中心に情報発信を行ってきておりますが、近年ICTの急速な進展に伴い、スマートフォンが広く普及し、SNSにより情報が瞬時に拡散するなど、情報に関する社会環境は大きな変革を遂げてきております。

こうした情報をめぐる環境変化に適応しながら、市の広報活動の質の向上を図り、市民が求める情報を適切なタイミングで提供するため、市の統一した一定の指針を定めることは、大変有益なことであると考えております。

御質問の広報戦略指針等につきましては、広報活動全般の方向性を勘案した上で、市役所内部に向けた広報記事作成に係るマニュアルのほか、報道機関等を通じた市内外に対するパブリシティ、危機事象発生時の危機管理広報ガイドラインなど、今後、情報発信のベースとなる広報の目的や対象、タイミングなどを明確にした今後の広報戦略指針を年度内をめどに策定してまいります。

次に、（３）行政協力事務に関する条例、要綱の見直しについてにお答えいたします。

行政協力事務に関する条例は、市行政の円滑な運営及び行政能率の向上を図るため、町内会などからの推薦により、行政協力員を委嘱するとともに、広報紙などの印刷物の配布や市からの周知事項の連絡等を行っていただくことを定めるものであり、平成19年度から施行しております。

また、同条例に基づく要綱では、町内会等に、行政協力事務に要する経費として交付する金額の算定基準などを定めております。

行政協力事務交付金の算定につきましては、合併当初、各地域でばらつきがあったことから、2年間の経過措置を経て平成21年度から、1町内会当たりの均等割額を35,000円に、1世帯につき500円を加算する算定方式として統一したところであり、以降17年間にわたり金額の改定は行っておりません。

令和8年度からは、行政協力員の主な業務である広報紙及びその他印刷物の配布業務が、原則として毎月1回となることに伴い、現行の算定基準について、令和8年度から改定することとし、現在検討しているところでありますので、改定内容につきましては、町内会等に早期にお示ししてまいります。

一方、条例制定以降の本市の人口推移を見ますと、人口減少が想定以上に進行している状況があり、それに伴い世帯数が減少している町内会等が増加しているなど、住民自治組織を取り巻く社会情勢が大きく変貌していることを踏まえ、将来を見通した交付金の算定基準の改定につきましても、今後検討の必要があると考えているところであります。

改定に向けた作業は、令和8年度中には終えたいと考えておりますが、行政協力員は、市と町内会等をつなぐパイプ役として、非常に大切な役割を担っていただいているものと考えており、改定に当たっては丁寧に説明を行い、町内会等の意見を十分にお聞きした上で、依頼している業務の継続に支障が生じることはないよう、慎重に見直しを進めていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 20番伊藤順男さん、再質問ありませんか。

○20番（伊藤順男） 再質問をさせていただきたいと思っております。

大項目1、熊関連に係る対応について、中項目(3)新山小・本荘北中学校周辺のゾーニングによる熊出没対策について、これは、基本的に緩衝帯等々設けて、ゾーニングをするというようなことでよろしかったのでしょうか。その件についてお願いします。

○議長(佐藤健司) 湊市長。

○市長(湊貴信) はい。そのとおりであります。その方向でいくというふうに考えています。

○議長(佐藤健司) 20番伊藤順男さん。

○20番(伊藤順男) 質問でもお話をさせてもらったのですが、この地域には学校があることと、住宅も相当数ありますので、モデルケースとして、ぜひ、この緩衝帯等々を設けて、奥山には熊で、人間のいるところに熊ができるだけ来ないようにすみ分けをすることが大事だと思いますので、どうかひとつこの件について、よろしく願いしたいものだと思います。

大項目2の県立大学へ附属高校設置について、国の地方創生と、まち・ひと・しごとという形で、これは、人口の東京一極集中をやめましょうということの中で、市の戦略、これもまち・ひと・しごとですから、まちをつくる、ひとをつくる、しごとをつくるという戦略が、市長の答弁にもあったところですが、この親和性というものが、この大学附属高校設置と非常に重なるものがあるという認識でよろしかったのでしょうか。

○議長(佐藤健司) 伊藤順男さん。中項目は、何番になりますか。

○20番(伊藤順男) すみません。全体として同じところなものですから、(1)、(2)、(3)、一緒というような形で考えていただければと思います。

○議長(佐藤健司) 湊市長。

○市長(湊貴信) ただいまの再質問にお答えいたします。

今の伊藤順男議員の話と同じで、多分、考えていることは一緒だと思うのですが、県立大学がこの地域にあるということは、非常にいろいろな面で活性化であったり、産業なんかでも例えばですけど、アルバイトをやってくれる人が結構いるであったりとか、今のICT支援員関係で各小中学校に行っていたいたり、いろいろな意味で、大変大きな役割、大変ありがたい施設であると思う一方で、御質問にもありましたように、やっぱり卒業された方がこの地域に残らないということも1つ大きな課題と言うのでしょうか、そこを何とか解決していきたいものだという思いを、かねてから私もずっと思っておりました。

今、県立大学でも1年生に対して、私からお話をさせていただく時間がありまして、その方々にもいろいろな話をしていっていますが、そうしたいろいろな取組の1つとして、附属高校がここにできるということは、大変大きな、いろいろな意味での期待があるというのは、全くそのとおりであるというふうに思っています。

そしてまた、答弁ではちょっと直球では言いませんでしたけども、由利本荘市の高校生がその大学に入ることによって、他県、他市からおいでの方に対する由利本荘市のいわゆる営業マンとして、由利本荘市の魅力を伝えてくれる力になってくれると、そうしたことも大きく期待できるかなと思っています。

そういう思いの中で、ぜひ、こういった方向を進めていけないかということについて

は、しっかり研究するなり、また、いろいろと、いろいろな方々と連携を図りながら進めていきたいものだと考えております。

○議長（佐藤健司） 20番伊藤順男さん。

○20番（伊藤順男） 実は、この県立大学附属高校設置についてどんなものだろうと、私、相当な方々に話かけをしています。一番最初に話をしたわけではないのですが、泉谷赳馬議員が県立大学出身で、赳馬さん、私こんなことを思っているのだけど、どうなんだと話をしたら、いや、それいいのではないかとこの回答でありました。それと同時に、40代前半ぐらいでしょうか。小学校と中学校に子供が3人いるお母さんにも話をしました。伊藤さん、私、附属高校ができれば、ぜひ、附属高校に子供たちを入れて、そのまま県立大学に入れたいという話。あるいは、県立大学ができた当初から、そこに勤務した方に話をしました。それはいいのではないかと。

その中で実は、明日、この高大連携充実シンポジウムということで、先ほど市長からもちよつと答弁があったのですが、奈良県立大学の石井宏典さんという副学長で、附属高校の校長ですね。この方が来てお話をされるとお聞きしまして、企画振興部に12月4日だったと思いますが、こういうことがあるので、ぜひ、聞きに行っていたきたいと話をしましたら、もう情報を持っておりまして、ぜひ、聞きに行きたいというようなことであります。

大事なことは何と言いましても、やっぱり市民、あるいは産学官という方々が、最終的に市当局がこれはいけそうだと旗を揚げることによって、一生懸命になれるのではないかと、このような感じがします。これは、県と市が当然連携していかなければできない。このシンポジウムの関係は、秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課の高等教育支援室が主催なんです。

この県立大学附属高校というのは、私は、夢でないなど、頑張れば何とかなるという思いをしているところであります。先ほどから何回も聞いているような気がするのですが、もう一度、市長のかける意気込みをお聞かせ願いたいと、このように思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

私のかかなり前向きな気持ちがどうもこう伝わらない答弁の形に、先ほどもそういう感じ……、かなり前向きに思っているところであります。ぜひ、実現をしたいものだというふうに思っています。

加えて、伊藤順男議員のお話にもありますが、私も当時のことを詳しく分かりませんが、県立大がここにできたときには、行政だけではなくて、かなり市民の皆さん、いわゆる産官学だとか、先ほど、私、それ以外にも金労言士という話を……、例えば、いろいろな方々が署名をしたり、募金を集めたり、相当なエネルギーを持って、こちらに県立大を誘致したと伺っています。

多分、それと同じぐらいのエネルギーがないと、実現に向けては、かなり大変だろうという思いもしているところであります。なので、口だけでそこを目指したいという程度の話ではなくて、いろいろな方々を巻き込んで、やっぱりかなりのエネルギーを持って、ぜひ、実現に向けて進めていきたいという強い思いを私も持っているところであります。

○議長（佐藤健司） 20番伊藤順男さん。

○20番（伊藤順男） ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて大項目4、広報ゆりほんじょうについて、中項目（2）広報戦略に係る指針等策定の考えについてお伺いしたところでしたが、これは、基本的に来年の3月いっぱいまで、4月から発信できるような形で年度内に作成をしたいということでもあります。

例えば、危機管理の件についても1つあるのですが、昨年7月の豪雨災害のときに、にかほ市はいち早く号外的なものが出たということで、我が由利本荘市はその後にはすぐ出せなかったということもありまして、これは、やはり私の認識ですが、広報広聴課の皆さんだけでは手が回らない状況でもあったのかなと。やっぱりこういうときは、市全体で物事をやっていくというマニュアル的なものがあれば、それは、また進むのかなということでもありますので、どうぞひとつ指針について、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、最後に中項目（3）行政協力事務に関する条例、要綱の見直しについて、これは見直しをするという答弁だったと思います。市長からも話があったのですが、これは、かなりシビアなところがあると思います。

私の記憶によれば、この条例をつくるときに当時の副市長が1世帯当たり700円、1町内会当たり25,000円という案を持ってきた経緯があります。そのときに、町内会は大小いろいろあるので、町内会的にはやっぱり35,000円がいいだろうと。1世帯当たりは700円でなくて、500円がいいでしょうということのできたのがこの要綱であります。今申し上げたように、各町内、大小あってかなりシビアな形になるということですので、よく町内会長等の御意見を伺って、その上で納得のいく形で物事を進めていただきたいということでもありますけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

その当時のところまで、私もちょっと具体的には分かりませんでしたがおっしゃるとおり、今回の答弁に向けてだけではないですけども、特に答弁調整をいろいろとやる中で、私たちも相当、気を遣っていかないといけないというか、丁寧な説明が必要であるし、しっかり話を聞いていかなければいけないという思いは、相当慎重に議論を庁内でもさせていただいております。

一方で、やっぱりスピード感というのも求められるということもありますので、そうしたところのバランスで考えていってますが、おっしゃるとおり、町内会の規模がいろいろありますので、そこをどのようにして、最終的に公平な状況に持っていけるかというあたりは、かなり大変な作業であったり、説明やお話を伺うことも必要だと思っています。おっしゃるとおり、しっかりと丁寧に説明をするなり、お話を伺うなりして策定を進めていきたいと考えています。

○議長（佐藤健司） 20番伊藤順男さん。

○20番（伊藤順男） 分かりました。急がば回れという言葉がありますが、来年4月から物事をすぐ決めるという部分では、私は、なかなか時間的に町内会の合意が得られるかというようなこと。その辺りを十分に検討しながら、やっていただきたいということで、必ずしも、4月にこだわらないという考え方でやってもいいのかなという気がしま

すので、どうぞ、その辺りをお含みいただきたいと思います。

以上で、質問終わります。

○議長（佐藤健司） 以上で、20番伊藤順男さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

1番橋島達也さんの発言を許します。1番橋島達也さん。

【1番（橋島達也議員）登壇】

○1番（橋島達也） 皆さん、こんにちは。無所属の橋島達也です。佐藤議長より発言のお許しをいただきましたので、これより大項目5点について質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、先月11月に開催されました東京デフリンピックにおいて、本市出身の岡部祐介選手が、男子十種競技で見事7位入賞を果たされましたことを、心よりお祝い申し上げます。岡部選手は、2013年、2017年のデフリンピックには、1,600メートルリレーで出場しておりましたが、2022年大会では、けがにより出場がかないませんでした。35歳という多くのプロ選手が引退を考える年齢を迎えながら、競技転向を決断し、一から代表を目指す姿に私は大きな感銘を受けました。そして今年、新たな競技で代表入りを果たしたことは、年齢は挑戦を妨げないということを体現する大きな勇気と希望を与えてくれる出来事であります。同級生として、本当に誇らしく思います。私自身も、皆様からいただいたこの4年間の任期に応えるべく、今後も地域のために全力で取り組んでいく決意でございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

大項目1、熊を寄せない環境づくりの現実的な支援について。

市民生活の最前線である環境整備について伺います。

先月13日から、本市でツキノワグマ誘因樹木伐採・運搬・処分事業費補助金、柿の木等の伐採に伴うごみ処理手数料の免除が始まりました。これは、大変ありがたい制度であります。

しかし、現場では、それでも解決できない課題があります。その典型例が、空き地・廃屋・相続人不明土地に残された果樹に熊が寄ってしまう問題です。ある地域では、相続人不明の土地に残された柿の木に熊が来ていました。別の地区でも、管理者と連絡が取れない空き地の果樹が原因で熊が出没し、自治会は、分かっているにもかかわらず誰も手を入れられないと語っていました。これらは、地域の努力で対応できる範囲を完全に超えており、所有者が特定できないため、自治会も市も手を出せないまま、熊が寄る危険地帯になっているのです。現在の制度は、造園業者等に依頼ができる案件に対して有効ですが、問題の本質はそこではなく、そもそも管理者不明の土地は、制度の対象にすら乗らないことが、大きな問題となっております。

そこで、伺います。管理者が不明であったり、相続放棄された土地や建物など、住民

も自治会も手を入れられない場所に熊が寄っている現状を市としてどのように把握しているのか。そして、その上でツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金の活用にもつながるよう所有者探索の支援、管理者不明地への対応ルールづくり、危険木の除去による代执行的な仕組みの検討、こうした行政として踏み込んだ対策を進めるお考えはあるのかをお伺いします。

続きまして、大項目2、猟友会への現実的な支援強化について。市民の命を最前線で守っている猟友会への支援について伺います。

熊の出没件数は、本市だけでなく、秋田県全体でも同様に増えています。2025年11月19日付の各新聞社の記事にて、県が前日の11月18日に熊1頭捕獲につき7,000円の奨励金、猟友会員に慰労金として1人当たり2,000円を支援する案を発表いたしました。こちらは、2025年度一般会計補正予算案に組み込まれ、12月県議会に提出されています。負担の大きい猟友会の方には、大変ありがたい発表だったと思います。

市内の猟友会員の方々から、こんな声がありました。出動のリスクが大きいけれど、出ないわけにはいかない。装備が古く、熊の動きが変わってきている中では、大変危険だ。現場では、出動回数の増加と危険の高度化が同時に進んでいます。特に、今年は市街地近くの出没が多く、隊員の負担は例年以上に重くなっています。

その一方で、猟友会にお支払いする手当は、市の規則で4月から1時間当たり1,200円以内から1時間当たり1,800円以内と増額されましたが、現場の危険が増し、出動の必要性が高まっている今、市の手当の在り方も見直しを求められている段階に入っています。

県の奨励金増額や出没の深刻化を踏まえ、由利本荘市として、出動手当や日当の増額。深いやぶでの搜索や住宅地周辺の接近状況を確認するためのドローン、携帯電話の電波が届かない地域での位置伝達のための無線機や防護具など命を守る装備。操縦者や通信担当の育成支援。これらを強化するお考えはあるのかをお伺いいたします。

続いて、大項目3、若手ハンターへの実働化支援について。

由利本荘市は、県内でも有数の手厚い補助制度を持っています。銃を使うために必要な資格となる第一種銃猟免許、及び銃を保持するための銃砲所持許可証の取得経費。こちら、上限5万円で2分の1。銃砲及び銃砲関連装備品の購入。こちら上限3万円の3分の1。わな猟免許の取得費用。こちら上限2万円の2分の1。これは全国的に見ても、かなり高い水準での支援です。

しかし、現場では、こんな声も上がっています。免許は取った。でも、どう活動していいかわからない。出動時の動きは、経験者に教わらないと無理だ。つまり、免許を取得しただけでは、実動部隊にはなれないという構造的問題があります。

そこで、伺います。現行の手厚い免許取得支援を生かし、若手ハンターを現場で働ける戦力に育てるため、ベテランとの同行研修、搜索・追跡の実地訓練、出動時の安全訓練、無線・ドローンの操縦訓練など、免許取得後の実地育成プログラムを新たに整備するお考えはあるのかをお伺いいたします。

続いて、大項目4、教育と啓発の実践化について。

子供、農家、高齢者に共通する課題は、どうすれば熊から身を守れるか、行動として理解していないという点です。学校現場では、印刷物で注意喚起は行われていますが、

実践的な行動訓練は、十分ではありません。実際に小学生に聞くと、熊に会ったとき、どう動くか分からない。友達が走り出したら、自分も走ると思うという率直な声が出ています。農家や高齢者からは、足跡の見分け方が分からなかった。危険サインを知らないなど、知識不足が危険を拡大したケースが報告されています。これらは、単なる情報不足ではなく、行動のレベルで危険回避する知識が身につけていないことが原因です。

そこで、伺います。学校教育における距離の取り方、禁止行動、身を守る姿勢といった実践的指導の強化と、農家・高齢者向けの実例型熊回避マニュアルの作成、地域説明会の開催を市として一体的に進めるお考えはあるのかをお伺いいたします。

続いて、大項目5、熊出没による地域経済への影響への支援。

熊の出没は、経済にも影響を与えています。直売所、山菜、飲食店、それに準ずる業種。市民からは、熊が出るようになって来客が減った。山菜が採れなく、仕入れることもできない。予約が次々とキャンセルになっている。夜出るのが怖いなどという声が出ています。これらは全て、熊が原因で売上げが減ったという極めて明確な因果関係があります。市長もおっしゃっていましたが、熊問題は、もう獣害ではなく、台風や地震と同じ災害だと考えます。

そこで伺います。熊出没により売上げが減少した事業者、また、影響が出ている業種に対して、災害時のように損失を補填するような支援金や業種別の個別支援を行うお考えはあるのかをお伺いいたします。

以上、大項目5点について質問いたします。御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤健司） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時13分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番橋島達也さんの一般質問を続行いたします。

○1番（橋島達也） 大変申し訳ございませんでした。大項目、もう1点ございました。

先ほどに引き続き、大項目6について、御質問します。

大項目6、複数年の総合熊対策計画についてお伺いします。

由利本荘市には、既に獣害対策本部があります。しかし、対策の必要性は、季節ごと、地域ごとに変化し、熊の行動も年々変わっています。また、近年は市街地への進出、人慣れの進行、餌の不作による大移動など、単年度対策では追いつかない現状です。

さらに、熊対策は分野横断的であり、環境整備。放任果樹、空き地、廃屋。猟友会支援。交通安全、登下校の見守り。農業被害対策。観光・産業支援。学校教育。高齢者福祉。防災対策。これらが全て絡みます。つまり、各課が縦割りで動く状況では対応し切れません。複数年で明確なロードマップを持ち、今年は環境整備を重点、来年は人材育成と段階的に市のリソースを集中させていく必要があります。

また、総合計画を持つことで国・県補助金の獲得、人員配置の最適化、猟友会の活動計画、地域の自衛組織との連携など多くの効果が生まれます。今必要なのは、緊急対応

だけでなく、複数年の計画的対応を進める司令塔としての機能強化です。獣害対策本部を中心に環境整備、猟友会支援、教育・啓発、農業対策、地域経済支援を縦割りではなく、一体で扱うための複数年の総合熊対策計画を策定するお考えはあるのかをお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わりといたします。大項目6点について、お伺いしました。御答弁のほど、よろしくお伺いいたします。

【1番（橋島達也議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、橋島達也議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、熊を寄せない環境づくりの現実的な支援についてにお答えいたします。

熊の出没が過去に例を見ないほど深刻化し、市民の生命と安全を脅かす災害級の事態となっており、御質問の熊を寄せない環境づくりの推進は、人的被害を未然に防止するための根幹となるものであり、その要因となる放任果樹などの誘引物の適切な管理と除去は、喫緊の課題であると認識しております。

橋島議員御指摘のとおり、人口減少や生活様式の変化が急速に進んだ結果、熊の生息域と人の生活圏との距離が縮まり、特に土地の管理者が不明であったり、相続放棄された土地など、住民や自治会の手が届かない場所に誘引物となる放任果樹や廃棄作物等が放置される現状は、大きな懸念事項であると受け止めております。

こうした状況を踏まえ、先月13日、北海道東北地方知事会が環境省に対し、人の日常生活圏への緊急的な侵入抑制対策として、熊類を誘引するおそれのある放任果樹の伐採について、所有者不明土地管理制度などの弾力的な運用について検討するよう要望しております。

また、鈴木知事が先月20日、環境省に対して所有者不明の土地にある柿の木などを伐採する際の手続の簡素化を求めるなど、本県に限らず、全国的に深刻な問題となっております。緊急の対応が求められるものとなっております。

市では、所有者が判明している空き家等につきましては、適正管理通知により、誘引木の除去を依頼しておりますが、所有者不明の空き家等については、依頼する相手がないため、伐採されない状況であります。

また、法の規定による代執行制度は特定空家等に対象が限られる上、実施に当たっては事前調査や公告など、法律上の手続に相当な日数が必要であり、緊急性の高い熊対策の手法にはなじまないと考えております。

市といたしましては、安全・安心なまちづくりの観点から、国の動向などを注視し、県と連携して迅速かつ実効性のある仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、2、猟友会への現実的な支援強化についてにお答えいたします。

本市における今年度の熊の目撃件数は、430件を超え、捕獲数も90頭を超えるなど、過去に例を見ないほどの出没が続いており、熊の捕獲や箱わなの設置、見回り、駆除後の処理など、多大な労力をおかけしている猟友会の皆様に対しては、心から深い感謝の意を表します。

猟友会の方々に対する出務報酬につきましては、今年度から600円引き上げ、1時間

当たり1,800円として、現場対応の待遇改善を図ったところではありますが、今後も現場の実情を踏まえ、その水準について、引き続き検討していく必要があると考えております。

また、県も猟友会への支援を強化しており、12月県議会に提出される補正予算案において、今年5月上旬以降の捕獲を対象とした捕獲奨励金や猟友会員への慰労金を支給するための事業費を計上しており、これにより猟友会員の経済的負担の軽減が図られるものと認識しております。

なお、熊対策に用いる装備の強化や人材育成については、県や猟友会の意見を伺い、国が示すクマ被害対策パッケージに盛り込まれる支援策などを活用し、必要に応じて迅速に対応してまいります。市といたしましては、引き続き現場の声を尊重し、猟友会員の皆様が安全に活動できるよう体制づくりと支援の充実を図ってまいります。

次に、3、若手ハンターへの実働化支援についてにお答えいたします。

猟友会による狩猟が、地域の安全確保や環境保全に深くつながる大切な活動となっているほか、ハンターが減少傾向にある中、若手ハンターの育成は狩猟文化を継承し、有害鳥獣対策の実効性を維持していく上で、大きな意義があるものと捉えております。

このため、本市では第一種銃猟免許及び銃を保持するための銃砲所持許可証の取得費用や銃砲及び銃砲関連装備品の購入、わな猟免許の取得費用に補助制度を創設し、免許所持者の確保に努めており、創設された平成30年度以降、21名の方に補助金を活用いただくなど、若手を含む猟友会員の増加を図ってきたところであります。

しかしながら、御指摘のとおり狩猟免許を取得するだけでは、現場での対応力や安全意識が当然に高まるものではなく、免許取得後であっても、育成に関する支援を継続していくことが大切であると考えております。

こうした中、特に市街地での出没対応や緊急銃猟においては、射撃技術、判断力、法令知識など、ハンターには様々な能力が求められることから、秋田県では、狩猟技術訓練施設の活用や、経験の浅い捕獲従事者を対象としたスラッグ弾の射撃や大型獣の解体等の講習を実施し、捕獲従事者のスキルアップを図る取組を進めるとしております。市といたしましては、今後、国・県の支援策やノウハウを積極的に活用し、猟友会と協働し、人材確保とともにハンターの資質向上に努めてまいります。

橋島議員御提案の実地育成プログラムにつきましては、市では、毎年度、由利連合猟友会へ委託し、鳥獣被害対策実施隊員に対する銃器実技の安全研修を実施しており、この育成に関する取組に関して猟友会と連携し、内容の充実に努めてまいります。

次に、4、教育と啓発の実践化についてにお答えいたします。

本県での熊による人的被害は50人を超え、全国最多の被害状況となっており、市民の皆様の生命と安全を脅かす極めて深刻な事態に直面しているものと認識しております。特に、人的被害は高齢者が多数を占め、幼児等の被害はありませんが、子供や高齢者には、最新の熊の出没情報が概して届きにくい状況にあることから、教育現場や地域での生活を念頭に置いた対応にも取り組んでいくことが、重要であると考えております。

学校教育における実践的指導の強化につきましては、児童生徒の安全確保のため、教育委員会を通して、各学校に対しても働きかけを徹底し、また、高齢者を含む地域住民の方々に対しては、熊の専門的知識を有する秋田県自然保護課と緊密に連携し、熊と遭

遇した際の距離の取り方、禁止行動、身を守る姿勢を具体的に示す実践研修を実施する機会を設け、市として一体的に進めてまいります。

橋島議員御提案の農家や高齢者を含めた地域住民のための熊回避マニュアルの作成につきましては、国が公表したクマ被害対策パッケージにおいても、熊の行動や対応に係る正しい理解の必要性や遭遇回避、遭遇時の対応等に関する信憑性のある情報の発信が強調されており、これら関係機関から、最新の知見や指導を受け、より分かりやすい内容となるよう、周知の方法や媒体も含め、地域の実情に即した効果的な対応を検討してまいります。

本市といたしましては、市民の安全と安心を最優先に掲げ、教育現場、行政、警察などの関係機関、そして、地域が一体となって協働し、熊による被害が発生しないよう取り組んでまいります。

次に、5、熊出没による地域経済への影響への支援についてお答えいたします。

本市で頻発している熊の出没は、農畜産物の被害や人身被害のみならず、市内の中小企業の経営に対する影響も懸念されるところであります。特に、市街地への熊の出没により、外食や買物などの客足が遠のき、飲食店や小売店、サービス業などの売上げが減少しているという声もいただいております。また、秋田県が実施した調査でも、飲食店や小売店において来客数や売上げの減少に加え、予約のキャンセルや休業・時短営業といった影響が出ていることが明らかとなっております。

こうした状況は、食料品や商品の仕入れの減少による卸売業者・生産者の売上げの減少、タクシー業者や自動車運転代行業者の利用の減少など多くの業種を巻き込んだ地域経済全体に及ぶ問題と危惧しております。

これらに対する支援策としましては、現在、秋田県では熊の影響を受けた県内企業を対象とした相談窓口を設置し、資金調達や経営に関する相談を受け付けるなど、支援の方向性が示されつつあります。

市といたしましては、11月11日の市議会臨時会で御承認いただきました来年2月から実施予定のキャッシュレスポイント還元事業を、地域経済活性化に向けたてこにしたいと考えております。

現時点で、損失を直接補填するなどの市独自の支援を行うことは、制度設計の面などから難しいものと捉えておりますが、国や県の支援策を最大限活用することを第一に、様々な相談などに対応してまいります。

まずは、熊に対する市民の安全の確保を最優先としつつ、講じられている施策の実施状況や効果を見極めるとともに、国や県の動向を十分踏まえながら、市として必要な対策について考えていく必要があると思っております。

次に、6、複数年の総合熊対策計画についてにお答えいたします。

本市における今年度の熊出没状況は、想定を大きく超える深刻な事態となっていることを踏まえ、11月4日に熊災害対策会議を開催して対応してまいりましたが、出没情報の増加などに対応するため、11月13日には、私を本部長とする獣害対策本部を立ち上げ、総務部、産業振興部、消防本部など庁内各部局の役割を明確にしながら、全庁を挙げて市民の安全・安心のための取組を実施してきたところであります。

獣害対策は、熊を含む野生生物の保護と市民生活の安全確保を両立させる極めて重要

な課題であり、環境保全、猟友会、交通安全、農業被害、観光・産業、学校教育、高齢者福祉、防災対策など多岐にわたる分野による横断的な取組が求められるものとなっております。

国では、11月14日にクマ被害対策パッケージを公表し、各関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ段階的に実施する方針が示されました。

熊被害の対策は、非常に広範囲に及ぶため、関係機関や市役所の各部署との、より緊密な連携が求められており、熊の目撃情報が過去最多となった今年度の出没状況を鑑み、クマ被害対策パッケージをベースとして現状を分析し、課題を抽出するとともに、今後どのような対策が必要かを慎重に見極めながら、体系的に整理した上で効果的な対応策を講じてまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 1番橋島達也さん、再質問ありませんか。

○1番（橋島達也） 御答弁ありがとうございました。

基本的には前向きな御答弁でしたので、再質問はほとんどないのですが、数点お伺いさせていただきます。

大項目1、熊を寄せない環境づくりの現実的な支援についての部分で、私のほうで所有者探索の支援という質問をさせていただいたのですが、こちらのところ、もう一度御答弁いただけないかと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 橋島達也議員の再質問にお答えいたします。

議員の御質問は、質問の中にあつた所有者探索の支援について、市ができることはないのかというふうな御趣旨と理解いたしました。こちらにつきましては、現状でも例えば、税務課でそういった閲覧という形で、その所有者を把握することができることになっておりますので、そういった既存の制度といたしますか、そういったシステムを活用しながら確認はできるのかなと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤健司） 1番橋島達也さん。

○1番（橋島達也） ありがとうございます。

基本的には前向きな御答弁だったので、最後に1点だけ再質問お願ひいたします。

大項目6、複数年の総合熊対策計画について再質問お願ひします。

こちらのほうで、市長から国のクマ対策パッケージをベースに検討していくというふうな御答弁がありました。ありがとうございます。

こちら、多分、市にもかなり連絡が来たりとか、対応していただいているところだと思います。よくLINEやいろいろなもので、熊が出たときに通知をしていただひいていまして、皆さん、熊が出た場所の認知というのはかなり進んでいるとは思ひのですが、熊が出た場所の通知のほか、熊を捕獲した場所等の通知もしていただひければというお願ひを兼ねて、私の再質問を終えさせていただきたいと思ひます。今後、熊を捕獲した際、そういった場所の通知等、もしできるようでしたら、していただひければと思ひます。よろしくお願ひします。

- 議長（佐藤健司） 湊市長。
- 市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。
- 議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。
- 産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

捕獲した場所についても教えてほしいというふうな御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、市民の皆様からも、御意見をちょうだいしています。ただ、捕獲頭数とかにつきましても、いろいろなお考えを持った方がおられる関係もありまして、口頭ではお答えしていますが、こういったところにも公表していない事実もございます。

ただ、確かにそこに出ている熊はどうなったのだろうかという、市民の皆様が心配される気持ちは十分理解できますので、他の市町村とか、そういったところの状況も見ながら、そうしたほうがいいのかどうか含めて、検討させていただきたいと考えております。

- 議長（佐藤健司） 湊市長。
- 市長（湊貴信） ただいまの答弁にちょっと追加しますが、よく箱わなをつけた場所や駆除した場所を結構、私も聞かれます。私自身も把握しているところと、していないところがありますけれども、基本的にはあまり教えていないです。

なぜかという、教えると見に行くんですね。わながあそこにあるよと教えると、見に行ってきたという人がいて、ぜひ、行かないでほしいという思いもあって、私は聞かれても今は答えません。ちょっと、そういった要素もあるということをお理解いただければと思います。見には、絶対行かないようにということをお話したいと思っております。

- 議長（佐藤健司） 1番橋島達也さん。
- 1番（橋島達也） 御答弁、ありがとうございます。

私の一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございます。

- 議長（佐藤健司） 以上で1番橋島達也さんの一般質問を終了いたします。
- この際、午後1時55分まで休憩いたします。

午後 1時37分 休 憩

午後 1時55分 再 開

- 議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 一般質問を継続いたします。

15番小松浩一さんの発言を許します。15番小松浩一さん。

【15番（小松浩一議員）登壇】

- 15番（小松浩一） 会派、明日をひらくの小松浩一であります。

佐藤健司議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従い、一般質問をさせていただきますが、質問に入ります前に、泉谷議員からもお話がありましたが、このたび結成いたしました新会派について、私からも若干、言及させていただきたいと思っております。

由利本荘市歌を作詞された故谷川俊太郎先生は、「子どもらとともに夢見て明日を創る」という言葉で、市歌を結んでおります。そこには、由利本荘市の子供たちが夢を

持って成長していく姿と、それとともに市民も、また、由利本荘市も明るい未来に向かって成長していく姿への期待が込められていると考えます。本会派名は、その最後の一節から会派5人の思いを込めて、明日をひらくといたしました。今後、広大な面積を有する本市に暮らす市民の皆様にとって、一層希望の持てる市政であるべく、会派内はもちろんのこと、議会内での議員間討議を尽くし、市当局との議論を一層深めながら、チェック・アンド・バランスのさらなる充実をスローガンに、市民感覚に沿った市政の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

大項目1、次期総合計画の推進について。（1）総合計画の継続性とPDCAサイクルについてお伺いいたします。

現在、令和8年度から推進される次期総合計画が検討されております。その原案の序章、計画期間には、本計画はおおむね10年後の目指すまちの姿を基本構想として示し、その実現に向けた具体的な施策を基本計画としてまとめると記載されています。つまり、本計画は10年後の由利本荘市をどのようなまちにしていくかを示す重要な総合計画であることを示しております。

本市は、これまでも総合計画に基づいた基本政策を位置づけ、各施策に取り組んできております。この次期総合計画の策定及び推進は、特に新創造ビジョン後期基本計画からの継続であり、その成果と課題を受けたものであるべきと考えます。次期総合計画においては、第1章時代の潮流と本市の現状、2項本市の現況・課題において、現行計画の評価・検証があり、5つの基本政策に対しての5段階評価がなされております。その結果として、全ての施策においては、評価3、見込みどおりの成果があったの割合が最も高く、約76%となりましたという分析にとどまっており、各基本政策における明確な成果と課題は示されておられません。次期総合計画の推進に向けて、現在、取り組まれている総合計画「新創造ビジョン」後期基本計画をどのように評価し、次年度からの総合計画を策定されているのか、市当局の考えをお伺いいたします。

また、次期総合計画では基本政策1から6において、200項目を超える取組が示されております。これらの取組をどのように評価し、改善しつつ推進されようとしているのか、次期総合計画におけるPDCAサイクルをどのように考えているのか、お伺いいたします。

（2）まちづくり構想の必要性についてお伺いいたします。

次期総合計画の基本構想では、目指す10年後のまちの姿として、「市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち」を掲げ、その副題、スローガンとして、「このまちで私らしく生きる。このまちにずっと暮らす。このまちをもっと好きになる。」と設定しております。人口減少が大きな課題である本市にとって、移住・定住政策も重要な施策であると思いますが、県外や市外に出ていく若者の増加傾向を見ると、それ以上に本市で暮らすことのよさを感じ取っていただき、若者はもちろんですが、今、本市で暮らす方々に継続して本市で暮らしていただけるような取組が求められていると感じます。そういう意味では、「このまちで私らしく生きる。このまちにずっと暮らす。このまちをもっと好きになる。」というスローガンは、本市の目指すべき方向を明確に示してい

ると評価するものです。

このスローガンについて、先の議会全員協議会で、このまちとは、どこを考えているのかという質問をさせていただきました。市当局の回答は、由利本荘市と考えているとの回答であったと記憶しています。先にも述べましたように、このスローガンの方向性は理解するものでありますが、広大な面積を有し、旧1市7町が統合した本市において、本荘地域に住む方々と周辺部の旧町に住む方々との由利本荘市というまちへの捉え方は、異なるのではないのでしょうか。6月定例会における一般質問でも触れましたが、令和2年4月と令和7年4月の地域別の世帯数の変化を見ると、石脇を含む本荘中心地域の世帯数は557世帯の増加、旧7町の世帯数は608世帯の減少となっています。この世帯数の動向から見ても、本荘地域への一極集中の傾向が強まっている現状が分かります。まして、現在も進められている公共施設の廃止や、今後進められる機構改革によって、旧町で暮らす市民の方々は、自分の住む地域が寂れていく、寂しくなっていくという思いを強くされるのではないかと懸念するところであります。

このような現況において、旧7町で暮らす方々にとって、このまちでというスローガンは共感できるものとなるのでしょうか。総合計画の目指すところや、これから進めるべき機構改革については、その方向性について理解するものでありますが、それらを進める上で一層重視すべきことは、本市内における地域間格差の現状を把握し、そこで暮らす市民の思いを大切にすることではないのでしょうか。例えば、次期総合計画においても、市民満足度調査アンケートの結果が記載されておりますが、地域別の集計結果を基にした分析を行い、その分析結果も踏まえ、旧町あるいは旧町の枠を越えた地域におけるまちづくりを、市当局がどのように考えているのかを示すことが求められるのではないのでしょうか。

平成22年4月に示された由利本荘市都市計画マスタープランにおいては、地域別構想として、矢島都市計画区域を鳥海山の麓、自然と歴史に包まれた交流文化都市の形成をテーマに掲げております。なお、自分自身の勉強不足と反省しておりますが、今回の一般質問の要旨説明において、市当局から、本計画は令和6年8月に改訂版が策定されているとの御指摘をいただきました。改訂された都市計画マスタープランにおいても、矢島区域は同様のテーマが示されております。このマスタープランは、あくまでも都市形成を念頭においた計画ですが、このような各地域の特色や強みを生かしたまちづくりを示していくことが、市民の本市へのさらなる思いを深め、市民プライドに結びつき、「このまちで生きる。このまちにずっと暮らす。このまちをもっと好きになる。」ことにつながるのではないかと考えます。各地域の特色を生かしたまちづくりについて、市長の考えをお伺いいたします。

大項目2、本市の財政状況について。(1)財政状況改善の取組についてお伺いいたします。

令和6年度普通会計決算では、経常収支比率が、令和5年度の92.5%から93.7%に上昇。また、公債費についても、実質公債費比率が12.0%から12.2%に上昇。さらに、今年度当初予算歳出面における財源不足への対応として、20億円の財政調整基金の繰入れを余儀なくされるなど、本市の財政状況の厳しさは、十分に理解するところであります。

しかし、その一方で市民からは、何を要望しても、財政が厳しい状況でという当局の対応が多いとの声が聞かれるのも確かです。この厳しい財政状況が、市民生活にも影響を与えているともいえる状況です。現在の財政状況から、次年度予算においても歳出削減のために、様々な事業の縮小や見直しが図られていることと推察いたしますが、結局それも、市民生活に直結するものもあると考えられます。このような状況下で、市当局は財政状況改善のために、どのような取組を考えて推進していこうとしているのか。特に、歳出削減への取組だけでなく、歳入を増やすための取組をいかに考えているのかお伺いいたします。これまでも、ふるさと納税増のための取組や産業団地構想における企業誘致、若者の起業促進等に取り組みられてきておりますが、今後の展望や次年度以降の歳入増加への取組をどのように考えているのか、市当局の考えをお伺いいたします。

また、外貨獲得の視点から、観光振興の充実を図っていくことも重要な取組であると考えます。特に、鳥海山を中心にした自然や文化・産業は、本市における観光振興の最大の強みです。鳥海山観光振興については、平成27年3月に由利本荘市観光振興計画、平成31年3月に鳥海山観光ビジョンが作成されておりますが、実際には、それ以降進展が見られない現状であると認識しております。外貨獲得のためにも、鳥海山を核とした観光振興の今後の見通しについても併せてお伺いいたします。

(2) 教育現場への予算措置の推移についてお伺いいたします。

文部科学省は、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる教材整備指針を2022年8月に改訂し、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる義務教育諸学校における教材整備計画を策定しております。その内容として、令和2年度から11年度までの10年間、単年度約800億円の普通交付金税措置を行うとしております。具体的には、教材費は学級数を測定単位として、小学校では、18学級規模当たり287万8,000円。1学級当たり約15万円の措置額。中学校では、15学級規模当たり290万8,000円。1学級当たり約19万円の措置額となっております。

本市の小学校普通学級数を約100学級と試算すると1,500万円。中学校普通学級を約50学級として試算すると950万円の措置額となります。本市の令和7年度小学校教材備品整備事業予算は134万円5,000円。先の交付税措置試算額の10分の1にも及ばず、さらに令和6年度比で212万8,000円の減額となっております。中学校教材備品整備事業予算は565万8,000円。先の試算額の5分の3。楽器購入の予算措置もあり、前年度比113万3,000円の増となっております。この教材費に係る財源措置は、あくまでも普通交付税として措置されているため、その用途は自治体の判断に委ねられていることは理解するものでありますが、このように交付税財源措置と乖離した本市の教育現場における教材費の予算措置の現状を、市当局はどのように考えているのか。また、次年度以降の予算措置をどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、小中学校における学校管理費や教育振興費予算の推移を見ると、学校管理費は小学校において、令和3年度で約3億9,795万円。令和7年度で約3億7,138万円。約2,500万円の減額。中学校においては、令和3年度で約5億1,308万円。令和7年度で約2億5,777万円。約2億5,000万円の減額。教育振興費は小学校においては、令和3年度で約5,739万円。令和7年度で約5,560万円。約170万円の減額。中学校においては、令

和3年度で約5,421万円。令和7年度で約6,140万円。約700万円の増額となっています。中学校教育振興費以外は、減額傾向にある状況です。学校管理費や教育振興費は、学校環境整備に欠かせない予算であります。これらの予算の減額傾向をどのように捉え、予算措置をどのように考えているのかも、併せてお伺いいたします。

大項目3、獣害対策について。(1)熊被害防止に係る関係部局及び関係機関との連携についてお伺いいたします。

本市においても、相次ぐ熊の目撃情報や人身被害の状況を受けて、11月13日に獣害対策本部が設置され、その組織や役割分担も示されるとともに、樹木伐採等事業補助金が設けられるなど、関係部署との連携による対応が図られるようになりました。対策本部の設置や対応策が示されたことは、市民にとっての安全・安心確保に向けて、ありがたいことであると感じております。

しかし、今回の熊被害防止においても、対策本部設立以前の対応に庁舎内の関係部署との連携が、もっとあってもよかったのではないかと考えます。今年度の熊の目撃情報は、5月から7月において、本荘地域だけでも48件に上っています。昨年度のブナの実の豊作による個体数の増加も考えると、8月から9月段階で庁内の関係部署と連携を図り、目撃情報のスムーズな伝達方法や地域への呼びかけ、さらに樹木の伐採等の対応を検討するべきではなかったのでしょうか。実際、9月定例会産業建設常任委員会において、熊対策に係る樹木の伐採補助について、議員から言及があった際に、今の時点では補助はないとの当局の回答であったと伺っております。さらに10月に入り、熊の目撃が相次ぐ中、地域住民にその情報が伝わっていない状況や、学校の登下校が保護者送迎となることによる交通渋滞や学校職員の負担増などの状況を鑑みても、庁内の担当部署だけでなく、関係する部署や各総合支所、さらには県警などの関係機関との連携を図る必要があったのではないかと考えます。対策本部設置前の庁内における情報共有や対応の在り方がどうであったのか、お伺いいたします。また、対策本部設置により庁内の役割分担等も示され、連携も図られることと思いますが、今後、警察などとの関係機関とどのような連携を図っていこうと考えているのか、お伺いいたします。

(2)熊被害への今後の対応について。①猟友会との連携についてお伺いいたします。

熊対策の最前線で対応してくださっているのが、箱わなの設置や駆除に当たってくださっている猟友会の方々です。自衛隊の後方支援など、その協力内容が明らかにされることにより、これまでの猟友会の方々の取組が、より具体的に分かるようになってきました。箱わなの設置から、わなの状況確認のための見回りや捕獲確認、さらに駆除。駆除後の解体や埋設もしくは焼却処理。また、箱わなの撤去・清掃など。その対応は多岐にわたり、その負担はこれまで以上に大きいものがあります。さらに、箱わなの老朽化や数の不足。広大な本市ならではの、猟友会員不在地区の対応。多様な出務に対する適正な報酬の問題。これまでにない捕獲数に対応できる解体施設。捕獲奨励金の交付など、数多くの課題を抱えながら活動いただいている状況であります。

このような現状において、猟友会の方々との連携を市は、現在どのように行っているのかをお伺いいたします。また、現在猟友会の方々が抱えるこれらの課題に対して、市当局は、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

②短期・中期的対応についてお伺いたします。

11月14日にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議が開催され、クマ対策パッケージが示されました。その内容として、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことと、時間軸での分類により取組が明記されております。緊急的な対応については、対策パッケージを受け、県との協力も得ながら、市の獣害対策本部を中心に対応されることと思いますが、今後の短期・中期的な取組について、市当局はどのように考えているのかお伺いたします。特に今後、必要とされる個体数の把握や管理、また、ガバメントハンター等の育成などは、地方自治体だけではなく、県や国との連携が必要となってくることであります。今後、県や国にどのような働きかけをしていくのか、また、市独自でできることをどのように考えているのか、お伺いたします。

(3) イノシシ被害への今後の対応について、お伺いたします。

今回の獣害対策本部は、あくまでも野生鳥獣による人的被害への対応としており、熊対策を主とした内容となっております。しかしながら、近年はイノシシの目撃情報も増加し、JR羽後本荘駅前にもイノシシが出現するなど、イノシシによる人身被害も懸念される状況となっております。さらには、昨年度まで被害のなかった地域においても、イノシシによる農作物被害が見られたり、圃場や水路を荒らされるなど、農業従事者への被害も拡大傾向にあります。このような状況を市当局はどのように捉え、認識しているのかお伺いたします。また、今後、熊だけでなくイノシシ被害への対応をどのように検討し、具体的な取組を行っていかうと考えているのか、お伺いたします。

以上、大項目3点について、質問をさせていただきました。御答弁よろしくお伺いたします。

【15番（小松浩一議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、小松浩一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、次期総合計画の推進についての（1）総合計画の継続性とPDCAサイクルについてにお答えいたします。

総合計画の継続性の確保につきましては、市として安定的・持続的に取り組むべき課題について、市民アンケート調査や有識者ヒアリング、内部評価・検証を行い、新創造ビジョンの振り返りと現状を分析することで、継続性の担保を図ってまいりました。

新創造ビジョンでは、計画期間中にコロナ禍に見舞われたこともあり、総体として達成状況が十分とは言い切れませんが、DXの推進や市民の環境・防災意識の高まり、地域と連携した教育、若者などによる地域課題解決の取組など、着実な成果も見られたほか、人口の面では、2年連続で男性の社会増が図られるという動きがあったものの、最大の目標である令和7年の人口7万人以上については、残念ながら下回る見込みとなっております。

そうした評価・分析を踏まえ、次期総合計画においては、引き続き、地域課題に対応した取組については継続・拡充するとともに、今後、特に注力すべき施策については重点的に取り扱うこととするなど、全体を整理した上で有識者や公募委員がメンバーの総合政策審議会から様々な意見を伺いながら、策定作業を進めてきたところであります。

これまで新創造ビジョンに基づく取組について評価を行いながら、P D C Aサイクルを運用してまいりましたが、内部評価にとどまっていたことを踏まえ、次期総合計画においては、内部評価はもちろんのこと、総合政策審議会による外部評価を行い、その結果を基に、P D C Aサイクルをより効果的に機能させていくこととしております。

市といたしましては、最重要課題と位置づけている人口減少をはじめとする様々な課題に取り組んでいるところであり、より実効性を高めるため、総合政策審議会などの外部の知見を参考にしながら、P D C Aサイクルを運用し、これまで以上に有効性のある施策展開につなげてまいります。

次に、(2)まちづくり構想の必要性についてにお答えいたします。

本市が誕生して以降、総合計画である総合発展計画、新創造ビジョンに基づき、合併後のまちづくりを着実に進めてまいりました。

しかしながら、人口はこの間、約2万人の減少をみており、特に年少人口、生産年齢人口が急速に縮小していることから、将来にわたり、地域の活力が低下する懸念が高まっております。

こうした現状は、本市の将来にわたる持続性などに、大きな影響を及ぼす重要な課題と受け止めております。

このため、私は市長として2期目を迎え、山積する地域課題への取組の第一歩として、現在、令和8年度から始まる次期総合計画の策定作業を進めているところであります。

基本構想では、目指す10年後のまちの姿を、市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまちと位置づけ、本市の優位性を生かしつつ、人口減少下にあっても市民が豊かに暮らせるまちづくり、地域資源を生かした関係人口の拡大と外貨獲得の好循環の実現への取組を進め、地域経済の稼ぐ力を活性化し、市民の皆様の安心と豊かさを支える基盤の強化を目指してまいります。

この次期総合計画では、人口減少という本市全体に共通する課題に対して、これまで以上に大局的な視点で臨むことを基本に据え、まちの姿を旧市町にとらわれない真に一体感のある一つの由利本荘市として、結集していく方針であります。

もとより、由利本荘市が一体となって発展していくためには、新市誕生前の旧市町ごとに培われた地域の特色や歴史、そこに根づいた文化などを尊重し、大切に守りながら、それが市全体の魅力となるよう磨き上げていくことも必要だと考えております。

去る10月11日の市誕生20周年記念式典で公開された記念映像の最後の場面で、旧市町を象徴するキャラクターたちが、手を取りながら輪になって最後に1人のキャラクターに変身する場面があります。そこには、旧市町の枠を越えて、一体となって未来に向かう由利本荘市の姿が描かれており、それは、私が目指す方向を示すものとなっております。

また、本市が誕生して20年を迎え、今年度の二十歳を祝う会は、由利本荘市誕生後に生まれた皆様が対象となります。この若者たちの多くは、旧市町に関する意識、こだわりが薄く、由利本荘市で生まれ育ったという意識を強く持っており、今後、一体となった由利本荘市を牽引していくことが期待される若者たちであります。

こうした次世代を担う若者をはじめとした市民一人一人が、将来に希望を持ち、自分

らしく暮らし続けられるまちを目指すとともに、これまで、ここに暮らしていて、当たり前だと感じていた自然の恵みや人々の温かさを再評価し、それらを未来へ確実に引き継いでいくことが重要であり、そうしたことの積み重ねが、生まれ育った地域のみならず、由利本荘市全体のプライドを醸成することにつながると私は考えております。

これらの方針の下、市内の様々な場所で暮らす市民一人一人の暮らしを大切にしながら、市民の皆様との連携と市政への参加を促進し、全市一丸となって、総合的な施策展開に努めてまいります。

次に、2、本市の財政状況についての（1）財政状況改善の取組についてにお答えいたします。

本市の財政状況につきましては、主な財政指標である実質公債費比率及び将来負担比率が、県内の他市町村と比較し、高い水準にあり、今後も上昇が見込まれているほか、令和7年度予算において、財源不足への対応として20億円の財政調整基金の繰入れを余儀なくされるなど、非常に厳しい状況にあることは確かであります。

現在、令和8年度の当初予算編成に取り組んでいるところでありますが、歳入面では、給与所得や米価の上昇などによる税収の増加が期待できる一方、令和7年国勢調査人口の減少による普通交付税の減収が見込まれ、また、歳出面においては、人件費や社会保障経費の増加に加え、金利上昇による公債費の増加、昨年の豪雨災害に係る災害復旧への対応など、歳出の増加は避けられない状況にあることから、来年度の予算編成においては、これまで行われてきた事業にあっても、漫然と継続して実施していくことは困難な状況であることを踏まえつつ、一つ一つの事業の必要性や効果の検証などを十分行い、最適化を図っていく必要があると認識しているところであります。

他方、本市はこうした厳しい財政状況にあって多くの課題を抱えており、特に人口減少や頻発化・激甚化する自然災害への対応、急速に変化を遂げる社会経済情勢を踏まえた施策展開など、市民生活に直結する数多くの課題の解決に向け、待ったなしの状況に置かれております。

そうした中、市民ニーズを的確に捉え、より一層効率的な手法を取り入れながら、来年度から新たにスタートする市総合計画に基づき、将来の活力ある由利本荘市の創造に向け、各種施策・事業を戦略的に展開していく必要があると考えております。

来年度の予算編成においては、市総合計画のほか、さらなる行財政改革を推進する第5次行政改革大綱や総合戦略、公共施設等総合管理計画、過疎地域持続的発展計画などの各種計画との整合性を図りつつ、具体的な取組といたしましては、人口規模や財政規模などを踏まえた身の丈に合ったものとするため、全ての事業について、必要性や効果などの検証と見直し。新たな歳入の確保のため、先進自治体の取組の研究のほか、あらゆる可能性や歳入獲得手段を広く検討するなど、柔軟な発想による歳入の拡大。施設利用や各種行政サービスの提供に当たって、公平性確保の観点からの受益者負担の適正化。将来世代に負担を先送りすることのないよう市債残高の減少を図るため、プライマリーバランスの黒字確保に配慮し、市債発行額を40億円に抑制などを予算編成方針に盛り込み、全庁で共有しながら、編成作業に取り組んでいるところであります。

このうち、歳入を増やすための取組では、大きなウエートを占めているふるさと納税では、人気の返礼品である米の数量確保に努めるとともに、新規事業者の発掘、既存返

礼品の拡充を図るほか、ふるさと納税サイトでの周知やイベントの開催などにより、本市の魅力を積極的に発信し、さらなるファンの獲得と寄附額の増加につなげてまいります。

このほか、起業しやすい環境づくりの強化を進めるほか、中小企業に対する各種支援、企業誘致や移住・定住の促進など、幅広く産業振興を図ることにより、税源の涵養を図り、一般財源の確保に努めてまいります。

外貨獲得につながる今後の観光振興についてであります。観光振興施策に取り組む上で、鳥海山は最も重要な観光資源であると認識してきたところであり、これまで鳥海山麓の観光スポットへのシャトルバス運行をはじめ、桑ノ木台湿原やジオサイトの案内人の育成支援、法体園地でのアウトドアイベントの開催などに取り組んでまいりました。

また、鳥海山・飛鳥ジオパークや鳥海国定公園観光開発協議会を通して、鳥海山麓の3市町との連携を強化し、多角的かつ広域的な観光PRを展開し、現行の観光振興計画に掲げる鳥海山を核とした広域観光振興の推進に努めてきたところであります。

さらには、令和4年度に環鳥海山エリア観光フォーラム、昨年度は広域観光フォーラムを本市で開催し、市内外からの参加者を通して鳥海山の魅力を発信するとともに、市民の皆様には、本市の魅力を再認識していただきながら、郷土愛の醸成にもつながったものと認識しております。

昨今の観光入込客数の動向を見ますと、令和6年度は約175万7,000人となっており、コロナ収束以降は徐々に回復してきておりますが、コロナ禍前と比べると約40万人減少している状況にあります。

また、本市への外国人旅行客の来訪状況につきましては、本市の訪日観光推進補助金の対象者数を見ると、令和6年度は750人と、コロナ禍前と比べると458人増加しており、さらに、今年度は10月末時点で既に1,400人を超えており、過去最多を更新しているところであります。

また、昨年度は、秋田県冬の大型観光キャンペーンと合わせて、矢島スキー場の利用者と冬季宿泊利用者の増加を目的に冬季宿泊促進事業を実施し、冬季の誘客に努めたところ、約950人の利用があり大変好評であったことから、今年度も引き続き実施してまいります。

こうした状況を踏まえながら、来年3月をめどに策定作業を進めている新たな観光振興計画の中でも、鳥海山を観光コンテンツの中核に位置づけるとともに、現在、建設中の鳥海ダムなどを活用した体験型観光の充実を図り、鳥海山麓を中心に滞在時間や観光消費額の増加による地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

観光振興により外貨獲得を促進し、歳入の増加に結びつけることは、一朝一夕に実現することは難しい面がありますが、粘り強く観光誘客に向け、取組を強化してまいります。

次に、(2)教育現場への予算措置の推移についてにお答えいたします。

普通交付税制度は、所得税や法人税などの国税の一定の割合を地方財源とするもので、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の行政水準を確保できるよう国が地方に財源を保障しているものであります。本市への本年度の普通交付税

については、標準財政規模の約59%を占める172億円となっており、欠かすことのできない重要な財源となっております。

本市では、一般財源である地方交付税と市税等の自主財源を合わせ、人件費や公債費などの義務的経費のほか、小学校建設などの社会インフラ整備、各種健診や防災・減災対策など、市民生活の安全・安心の確保につながる施策事業の展開に必要な財源として活用しているところであります。

普通交付税額決定の前提となる基準財政需要額については、人口や市道延長、学級数などの測定単位を用いて算定されておりますが、算定の根拠となる数値や単価が示されていることから、項目ごとの金額を推計することはできるものの、それはあくまでも基準財政需要額の算定のための積算作業の1つとして位置づけられるものであります。

もとより交付税は、自治体へ一般財源として交付されるものであり、個々の算定項目に対応する財源として保障されるものではないことを御理解願います。

したがって、一般財源である普通交付税については、使途に制約はなく、首長の裁量によるものであり、仮に需要額と予算額に乖離があったとしても、特段に問題となるものではありません。

現在、来年度の当初予算編成作業を進めているところであり、学校教育関連予算についても精査しているところでありますが、本市財政が大変厳しい状況の中にあって、要求内容に基づき事業内容や緊急性、必要性、優先度等について、教育委員会と協議を重ねながら、真に必要なものについては、市全体の優先度などを総合的に勘案の上で所要額を確保してまいります。

次に、3、獣害対策についての（1）熊被害防止に係る関係部局及び関係機関との連携についてにお答えいたします。

今年の熊出没につきましましては、7月11日に林野庁から東北5県のブナの結実が、大凶作であると推測されているとの発表があったことから、その時点で一昨年の出没状況を思い起こさせるものでありましたが、8月中旬以降の出没件数の増大と、繰り返される市街地への出没は、予想を超えるものとなっております。

こうした状況を踏まえ、10月21日には市が主催し、猟友会や県、警察と合同で市街地等出没机上訓練を実施するなど、緊急時の対応に関する連携にも努めてきたところであります。

また、11月4日には副市長が議長を務めるクマ被害防止対策会議を開催するなど、熊目撃情報の共有や必要な対策を検討するために、国・県・他市町村の動向などについて、情報収集を図ってきております。

しかしながら、熊の出没状況はその後も減ることはなく、11月臨時会で私から報告させていただいたように、これまで経験したことのない異常とも言える状況となり、市民の安全を脅かす深刻な状態であるとの認識に至り、全庁を挙げた総合的な対応が必要との判断をいたしました。

そうした状況下で市として、11月13日に獣害対策本部を設置し、私を本部長とする迅速かつ総合的な対応を進めるための体制を整えたところであります。

また、対策本部設置以前にも市の関係部署間で情報共有を図るとともに、猟友会や警察と連携した現場対応を行っていたものであり、その点においては、特に支障がなかつ

たものと考えております。

今後とも、猟友会や警察をはじめとする関係機関との連携を密にし、熊の目撃情報や状況の変化に対応した対策を適切に判断し、市民の安全確保と獣害対策の効果を最大限に発揮できるよう、丁寧な対応を継続してまいります。

次に、(2)熊被害への今後の対応についての①猟友会との連携についてにお答えいたします。

今年度、本市の熊の有害捕獲は、過去に例のない90頭を超えており、過去最多であった令和5年度の年間捕獲頭数を既に上回る状況となっております。

熊対策の中核を担う猟友会の皆様には、箱わなの設置や見回り、捕獲後の処理など、最前線に立って多岐にわたる活動を行っていただいております。地域の安全・安心を守る上で欠かせない重要な役割を果たしていただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

また、猟友会員の高齢化が進む中で、多大な責任と負担を背負いながら、使命感を持って活動いただいておりますことにも、改めて敬意を表するものであります。

市と猟友会の連携につきましては、猟友会から推薦をいただいた猟友会員97名を鳥獣被害対策実施隊員として任命し、市職員23名と共に熊対策を実施できる連携体制を確立しております。

こうした連携の下、熊の有害捕獲においては、箱わなの設置から捕獲までの協力体制が構築されており、猟友会員が少ない地域にあっては、捕獲個体の解体作業にも市職員が携わるなど、柔軟に対応できる体制を取っております。

猟友会の活動に関する課題については、わな設置に係る労力のほか、設置後の見回り、捕獲後の処理など、猟友会員の皆様の協力がなければ実施できないものばかりであり、その労力負担の軽減が急務とされる中、駆除に当たる猟友会員の負担軽減と意欲向上を図るため、今年度から1時間当たりの出務報酬を600円引き上げ、1,800円にしたところでありますが、今後の熊の出没状況を考慮しながら、その水準についても、引き続き検討していく必要があると考えております。

なお、熊の捕獲頭数の増加により、捕獲個体の処理が大きな課題としてクローズアップされてきており、地域によっては、猟友会員が所有する建物などでの個体の処理が難しくなっている現状を踏まえ、公共施設を利用できる場合は使用していただき、さらに、ほかの遊休施設の活用も検討してまいります。

いずれにいたしましても、熊対策には、猟友会との連携が欠かせないものでありますので、猟友会の御意見を頂戴しながら、現場の安全性の確保や待遇改善につながる必要な取組を今後とも充実強化してまいります。

次に、②短期・中期的対応についてにお答えいたします。

先月14日、国のクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において、クマ被害対策パッケージが公表されましたが、その中には、熊の個体数管理の強化や人材育成・確保としてガバメントハンターの人材確保に関する支援などが盛り込まれております。

このパッケージについては、人の生活圏から熊を排除するとともに、周辺地域等で捕獲等を強化することで、増え過ぎた熊の個体数の削減・管理の徹底を図り、人と熊のすみ分けを実現することを目指すものであります。

パッケージの組立てとして、緊急・短期・中期の時間軸を示しており、市といたしましては、そうした国や県の方針を踏まえながら、現場に即した効果的な取組と、市民の安全・安心の確保が両立できる対策を講じていけるよう対応してまいります。

次に、熊の個体数の把握や管理については、これまで県が主導して、推計に基づく適正な個体数を維持するための捕獲を実施しておりましたが、クマ被害対策パッケージにより、国が主体となり熊の個体数管理の強化を図ることとなったため、今後、推計精度を高めた把握が行われることを期待しております。

また、ガバメントハンターの育成・確保につきましては、市単独での取組は難しい面があることから、今後、国が創設する人件費制度などの支援措置の内容を注視しつつ、様々な可能性について検討を進めてまいります。

市といたしましては、国・県にクマ被害対策パッケージに基づく取組を着実に実施していただきながら、連携した効果的な対策に取り組んでいくことが重要であると認識しており、国・県の動向を十分見極めながら、市独自の新たな対策についても検討してまいります。

次に、(3) イノシシ被害への今後の対応についてにお答えいたします。

秋田県におけるイノシシの農作物被害は、平成28年に三種町で初めて確認されて以降、年々増加している状況であり、人にも被害を及ぼすおそれがあるため、イノシシ被害を防ぐ手だてを講じていく必要があると認識しております。

このため、本市ではイノシシの絶対数を減らす試みとして、令和2年度よりイノシシ捕獲報奨金事業を創設し、狩猟期間中にイノシシを捕獲した場合には、1万円の報奨金を支給することにより、個体数削減に努めてきております。

また、農作物被害の防止につきましては、有害鳥獣を対象とする市の単独事業として、令和4年度から電気柵の設置などへ支援を行っているところであります。

イノシシ被害に対しましては、目撃情報の増加と農作物被害の拡大が顕在化しつつあります。

野生動物が相手であり、対症療法的な対応にならざるを得ない面は否めませんが、市といたしましては、引き続きこれまでの取組を継続するとともに、J Aや農業共済組合などの関係機関と連携して、被害状況や農家の方々のニーズを的確に把握し、どのような対策や支援が効果を発揮するのか、研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん、再質問ありませんか。

○15番（小松浩一） 御答弁ありがとうございました。幾つか、再質問させていただきたいと思います。

大項目1、次期総合計画の推進について。（1）総合計画の継続性とPDCAサイクルについて再質問させていただきます。

前計画、後期基本計画の評価を行い、市長答弁の中に注力する施策については継続して取り組んでいきたいというような御答弁があったかと思うのですが、力を入れていく施策は、後期基本計画の中のものも継続して、本計画に取り組んでいきたいというお話があったかと思えます。

例えば、もちろん全てではなくてもいいのですが、人口減少ということがありました

けれども、市長として、それに関連する本当にここ一番大切な施策、重点的な施策というものを、前の基本計画の継続で課題としてどのように考えているのか、その点についてお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

個別にこれだ、これだと挙げるのはどうかと思いますが、先ほども言ったように、今、外部の皆様にも入っていただいて、いろいろと評価をしていただいております。先ほど答弁しましたが、DXの関係であったり、若者の方々、例えば、プロモーション会議みたいなものもそうですが、いろいろと成果が上がっているものについては、しっかりと評価をしていただいて、しっかりと継続していくというのは、もう当然だというふうに考えております。

一方で人口減対策だとか、ちょっとここであまり成果が上がっていないというものを個別には言いませんが、これはなというようなものについては、はっきりと成果が出たかどうか分かりますから、成果がないものについては、やっぱり思い切ってやめるということは判断として必要だろうと思っています。継続という視点で言えば、成果が出ているか、出していないか、そこが判断基準の一つ大きなものになるのだろうと考えています。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） P D C Aサイクルにも絡んでくるのですけれども、新しい総合計画に200項目以上の施策があります。その中で例えば、市のいろいろな部署の中で、どれが重点的な施策なのか、特にこの点について力を入れていかなければならないというところがはっきりしていけないと、その辺のP D C Aというものも非常に難しくなってくると思います。

結局、継続性というところにつながってくると思うのですけれども、その辺のP D C Aとも絡んでくる次期総合計画の中で重点化、焦点化していく施策というものを、今後、例えば、担当部署内で検討したり、それを洗い出していく作業というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細を部長からもお答えさせますが……。

当然と言いますか、P D C Aを回すに当たって、今の数字で言えば200だとかという数字、それぞれについて重要じゃないという表現がちょっと適切ではないと思うので、ちょっと言葉を選ばませんが、200幾つの中でも、やっぱり伸ばしていくもの、これは、あれかという話は、当然に担当するものなので、私は、それをやるかと聞かれると、やるのが当然というふうな認識でしかないですけど、違いますかね。

P D C Aを回すために評価をしっかりとしていくかということについて、担当部署とかで、これは当然していきますという答えになろうかと思っています。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 重要か、重要でないかということではなくて、重点化するとか、焦点化するという意味でお話をさせていただきましたので、200の施策が重要なものもあれば、重要でないものもあるという認識ではもちろんございません。それは、私も同じ

考えでございます。

ただ、PDCA評価をしていくときに、4年間のスパンでこの総合計画は考えられておりますけれども、長期のPDCAはもちろん必要ですが、やはり例えば、PDのDの段階で実施しながら、これはどうなんだろうという評価をしていく必要性もあると思うのです。それも含めて、取り組んでいる部署、取り組んでいるところで長期的なPDCAだけでなく、その都度、実際に施策を進めながら評価をしていくというような流れは、これから、もちろんやられるとは思いますが、その点については、どのようなお考えなのかもお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 言葉を変えただけの表現、答えになるかも……。PDCAをやるといふのは、やっぱり動きながらというか、走りながらいろいろと考えていくということそのものがPDCAでしょうから、それはやっていきますという答えになります。

PDCAをやるといふことは、イコール、そういうことだろうなというふうに考えています。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 長期のスパンだけではなくて、短期的なスパンを実施していながらの評価というものも、ぜひ、検討してもらえればと思っております。

それが市民に伝わるような形で、今こういう取組をしていて、こういうような成果が出ているとか、ここを一生懸命頑張っているというところが、やはり伝わることで市政が見えてくることにもつながると思っておりますので、そういう部分で何とか御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

大項目1、次期総合計画の推進について。（2）まちづくり構想の必要性について、再質問させていただきます。

市長答弁の中に地域資源を生かし、好循環を働かせていくという御回答がありました。言葉では、よく分かるのですが、例えば、先ほど私が壇上でもお話ししましたけれども、由利本荘市は、非常に広い面積を有している。市長は、旧町単位での意識というものよりも、やっぱり新たな由利本荘市というふうな発想。それは、もちろん私も同感であります。ただ、そのためにも今暮らしている方々にとって、この地域は、このまちは、それこそどういふふうな地域資源があり、好循環に入っていくのかという見通し、ビジョンを示してもらえれば、非常にありがたいと思うのですが、その辺のところを市長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 再質問にお答えいたします。

課題認識というのでしょうか。問題をどのように捉えられているかというあたりは、もしかしたら、違いがあるのか、行き着く先はきっと一緒だと思うのです。

先ほど壇上の質問の中で、このまちは何を指すのかという話で、あのときは私が答えたわけではありませんが、私もその質問の意味が正直分かりませんでした。というのは、小松議員は学校の先生でありましたから、学校に例えるわけではありませんけれども、子供たちにこの学校のどこが好きですかという質問をすれば、多分、その子供たちはお友達と仲がいいのが好きだとか、先生が優しく好きだとか、この窓から見え

る景色が好きだとか、中には学校が家のすぐ近くだから好きだとか、いろいろな理由があると思うのですが、私はそれでいいと思っています。このまちが好きかのまちは何なのかとか、このまちというのは由利本荘市かもしれないし、例えば、岩城で生まれ育った人は岩城かもしれないし、町内会を示す人もいる、それでいいと思うのです。

このまちはどこかというのを市として、ここだと示すようなものではないと私は思っているのですが、あのときの質問の意味が正直、私は分かりませんでした。それぞれが持っているまちであったり、自分たちが生まれ育ったところ、住んでいるまちの魅力をそれぞれが感じるということが、まず、まちづくりというのですか、基本というのでしょうか、そこを市がいよいよそうではなくて、こうだというようなことではないと私はそう思っています。

今、ゆりほんトークとかに行ったり、あと行政協力員会議とか、町内会長だったり、いろいろな方々とお話をしていますが、それぞれが持っている自分たちの地域の魅力だとか、こういうところをやっぱり伸ばしたいという気持ちは皆さんおありですので、そこについて、市としてどういったことをやっていけるかということを行うのが大事なことだろうと思います。

一方で市として、何か方向性ということであれば、これも小松議員の言っていることと違うか、一緒かちょっと分かりませんが、私が市長になってから元気な地域づくりチャレンジ事業とあって、各総合支所とかに予算をやって、総合支所ごとにその地域の特色を持ったもので事業をやってほしいと。これは、完全に私から何をやれではないです。各総合支所だとか、地域の皆さん方で行う事業も、私が市長になってから展開しています。そうしたことも1つ、地域ごと、それぞれに皆さん方でやっていただくということをやっているつもりであります。

あと一方で、由利本荘市全体が一つのまちにという考え方の1つは、まず、ハード的な要素はかなりあります。予算的なこともあるのですが、一つのまちになったので、どことか、あまり細かいことをここでは言いませんけども、一つのまちなので、2つあったものを1つにするとか、財政も含めてそうでないとやっぱりもたなくなってきましたし、各まちに全部一そろいずつ置くという考え方は、もう成り立たないということが1つあります。

一方でプロモーション会議、今、2期目が動いていますが、1期目は各旧町単位で出させていただいて、旧町単位の事業をやっていただきました。ところが、2期目のメンバーは自分たちのまちだけど、全体のことをやりたいという声がすごく大きくて、今回、2期目はそういった地域ごとではやっていません。なので、若い方々はどちらかという自分たちのまちというよりは、由利本荘市全体で見ているのだなという印象を私は持っています。

そういうことを含めて、いろいろな要素でそれぞれのまちの特徴を生かす。これも大事ですし、由利本荘市一つとして見るということも、大事だということ。私は、そういう視点で見えていますし、このまちのまちというのは、市がどこで決めること……、今言ったような話で……、そういったことの全体を見てまちづくりであったり、にぎわい創出であったりということを考えるべきだろうということで、市から、もしくは私からここはこうだ、ここはこうだということは考えていないし、考えるものではないと私は

思っています。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 多分、同じような思いだと思います。先ほど学校の例を挙げられましたけども、私ももちろん、そうであっていいと思いますし、このまちというのが、どこか特定しろと言っているわけではございません。

議会のほうで、高校生が語る会というのを4年ほどやっております。その中の事前アンケートに由利本荘市の好きなところはどこですかという質問を毎年、必ず入れています。その回答のまずほとんどが、よさとして挙げるのは自然の豊かさです。あと、地域の人優しい。それは、高校生がもちろん旧町とかは思っていませんけれども、やっぱり自分が暮らしているまちを自分の目で見て、そのよさを捉えて話しているわけです。ですから、このまちをというのは、なくていいのですけれども、そのまちで暮らしている部分を大切にしていっていただきたいという思いで話しているところです。

ですから、うまく表現できませんけれども、大きな視点での由利本荘市という考え方は、もちろん必要になってくるとは思いますが、市長が先ほどおっしゃられたように、地域の方々の中には、この地域をもっと活性化したいという方がいらっしゃる、そういう方々をぜひ後押ししたり、それにもっと支援をしていったり、もっと言えば、プロモーション会議について、前にも私が話しましたがけれども、地域を越えて動くような形になっているのであれば、地域を越えたまちづくりを話し合えるような流れにしていただければという思いで話しているわけです。

必ずしも、旧町とこだわっているわけではありません。何とか、このまちで暮らすよさ、このまちに対する誇りというものを地域の方々、いろいろな方が持っていただけるように、市が示すのではなくてもいいのですけれども、ぜひ、いろいろな形で関わりながら、支援をしていくような方向性というものを考えていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） はい。そのつもりでやっております。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） ぜひ、よろしくお願いします。いろいろところで市長は、たくさんお話しされておりますので、ぜひ、その点を強く強く地域の方々にも伝えていただければ、自分たちのまち、自分たちが暮らしているこの場がというところの思いにつながるかと思いますので、よろしくお願いします。

大項目2、本市の財政状況について、（2）教育現場への予算措置の推移について伺います。

普通交付税の基準財政需要額を算定して、それからというふうなお話がありました。可能なのかどうか分かりませんが、由利本荘市として、例えば、この教材備品の、文科省から出されている、その交付税額を算定するに当たって、需要額というものをどの程度と算定しているのか、その辺、もし分かるようであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問は、ちょっと確認ですが、需要額、市がとか、国が

どうやって算定しているかという意味でしょうか。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 先ほどの答弁ですと、交付税をもらう際に需要額をこちらが示して、それでこうというような答弁だったかと思うのですが、私の聞き間違いでしょうか。もし、そうだとすれば、市から需要額というものが算定されて、違うんでしょうか。もし、確認いただければ、すみません、よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であれば、需要額については、市が示すのではなく、国から示されているということになります。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 大変、失礼しました。申し訳ありませんでした。

市長答弁では、まず、交付税額と予算額に乖離があってもやむを得ないというような話がありましたけれども、先ほど、私がお話ししましたように相当な乖離があります。その乖離があってもやむを得ないという判断というのは、どのぐらいの基準でやむを得ないといえるのか、どれぐらいだったら、そこら辺、どういうふうに判断していらっしゃるのか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） テクニカルなというか話になると、ちょっと総務部長のあれですけど……、感覚的な要素の部分で……。先ほど、私、乖離があることは、まず問題としないというか、できない的な、まず……。

これですね。例えばというか、私が乖離があったことが問題だと、今、言った瞬間に由利本荘市の財政はもうおかしくなってしまうという現実があります。多分、小松議員も御存じだと思いますが、小松議員は1つ例として、教材費とかのお話、そこは乖離があるのか分かりません。先ほど需要額、交付金は国がずっと算定をします。例えば、いろいろな細かい算定基準が示されていますので、額もしっかり分かりますけれども、由利本荘市の教育費には全体で幾らついているかというのは、やっぱり分かりませんよね。由利本荘市に国が需要額として示しているのが、教育費で大体15億円ぐらいです。由利本荘市として、全体でどうやっているかという、おととしは10億円で見られているものを27億円。去年は30億円。今年度は36億円つけています。

つまり、先ほど言った乖離があるのが問題だと言った瞬間、教育費については15億円にせざるを得ないということ。なので、乖離については、基本的に市町村長の、最終的には私なのでしょうけれども、裁量で教育費は15億円しかもらっていないけど、36億円を今つけているという状況であります。

ここを問題だと言われると成り立たない。言い換えると、逆に多分、もらっているものより、ついていないものもあるということですね。それが、もしかしたら教材費ということになるのかも分かりませんが、とすれば、ここはちょっと政策的な要素が出るので、もし足りないということであれば、しっかりと何に使うということが分かれば、これは財政のほうにしっかりと予算をつけさせますので、ただ、大枠で来ているのにその額よりも予算がついていないということだけの指摘をされると、それについては、いろいろな条件の中で首長の裁量でやっている。先ほど言ったように、教育費については15

億円に36億円をつけているのが現実なので、逆に褒めていただきたいぐらいの状況であります。

そこは御理解いただきたいと、私、さっき言いましたけど、ちょっとそういう要素、あまり具体的に、これ以上どうなんでしょうね。言えと言われれば、いろいろ細かいところ言いますけども、そこはいろいろなバランスがありますから、ただその中で、どこをどういうふうにしていくかというあたりに、もう先ほど言ったテクニカル的な話になっていくと総務部長であったり、あと、そういう世界になるのでしょうかけれども、大枠では、私は教育費についてかなり思いを入れて、予算はつけているつもりではいます。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 十分に思いは伝わりました。分かりました。ありがとうございます。

交付税関係の乖離というところは、確かにそのとおりにかなと思うのですがけれども、例えば、先ほどお話しさせてもらいましたけれども、小学校の教材備品整備事業費の予算、令和6年度に比べて、令和7年度は212万8,000円減額されています。これは予算額から見て明らかで今年は百何万円でしたか、たしか。この212万円の減額というのは、様々な状況を把握しての減額なのかもしれませんが、さらに今回、予算編成のときに、財政が厳しいという状況で、さらに減額を求められるような状況になっています。

この辺のところというのは、教育長が一生懸命対応してくださっているのは分かるのですがけれども、現場のほうからすると、どんどんどんどん予算が減っているという状況は変わらないのですね。本当に紙代も厳しいとか、コピー機もカラーを使うとか、一生懸命に減額するために頑張っているわけです。この辺の小学校の教材備品が1年間で212万円減っている。今年もまた減額されるというところは、どういうふうに考えていられるのか、よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については、総務部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今、令和8年度の予算編成作業を進めさせていただいております。当然、予算要求があって、それを財政課のほうで客観的な立場から査定をして、最終的に積み上がっていった市長が判断するというのが、予算編成のプロセスになりますけれども、その中で、一般財源が当然、議員御承知のとおりで大分厳しいというふうなことから、みんなで工夫をして経常経費の削減を図ろうと、そのためにはどういったことができるか、みんなで考えましょうということで、部局長の中で情報共有をして、今、対応しているところでもあります。それらについて、一定程度の制約の中で工夫をしながら、予算を積み上げていくということがあります。

ですので、経常経費については、当然、前年度と比較して減額していかないと予算を組めない状況もあります。一方では、政策経費という市独自の、いわゆる市民に直結するような政策予算というものがありますので、どこに重点を置くかというのは、総合計画等いろいろな計画との整合性を図りながら対応していただいております。それらのいわゆ

る選択と集中と言いますか、バランスと言いますか、そういったことを総合的に判断しながら予算をつけております。例えば、対前年度比で幾ら減ったとか、増えたとかというのは、あくまでも結果にすぎません。

ですので、その過程の中では、いろいろな議論の中でそれぞれの予算をつけていくという作業をしておりますので、そこには、当然100%満足のいくということはありません。比較的それぞれ理屈の中で、そうだな、そうだなということ積み上げながら、我々はやっていると思っておりますので、多少の不満はあるにせよ、それぞれ対応できるものだと思っております。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 多少の不満であるならば大変結構ですが、1年間で二百十何万円の減額が多いか、少ないか。それから、それは結果というようにお話でしたけれども、令和8年度予算額がそれ以上減額になるというのは、正直に申し上げまして非常に現場としては厳しいものがあります。その辺は、ぜひ、御考慮いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大項目3、獣害対策についての（1）熊被害防止に係る関係部局及び関係機関との連携について再質問いたします。

市長答弁の中で、10月21日に市が主催して訓練を行ったという答弁がありましたけれども、例えば、その前後で関係部局との連携とか、協議とかというものはなされたのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思っております。

というのは、先ほどもお話ししましたが、もう少し早く、例えば、樹木伐採とか、それから熊が出た際の情報提供というものがあってもいいのじゃないかなど、正直、私は思いました。

というのは、昨年度の災害対策の検証作業の中で、固定電話向けの一斉架電システムというものが書かれておりました。例えば、それなどを有効活用すると熊が出たところの世帯に直接、情報を流すこともできたのではないかなど思ったりもしたのですが、そこら辺も含めて、対策本部前の動きとして、どの程度連携が取れているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 小松浩一議員の再質問にお答えいたします。

10月21日には、猟友会ですとか警察、それから県、こういった関係機関を交えての机上訓練を行ったというふうなところであります。

御質問は、それ以前に関係部署間でどういったことをやっておられたのかという御質問と理解いたしましたが、熊の出没状況とか、そういったものについては、月2回ほど庁内ミーティングをしておりますので、関係部局間では共有できていたのではないかと考えております。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 分かりました。今回、熊だけに限らず、いろいろな形で庁内連携が必要になってくるのが、たくさんあるかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願

たいと思います。

同じく大項目3、(2)熊被害への今後の対応について、①猟友会との連携についてということで、97名の方々に協力体制をもらっているというようなお話がありました。協力体制をいただいた後、実際、協力してもらって今どうなのか。

今は熊が大分少なくなってきましたけれども、これから春先になると、また出てくる可能性があると思定されます。ですから、この後、協力体制をもらっている猟友会の方々と、先ほどの獣害対策本部との兼ね合いの中で、実際どういうふうな話合いの場を持ったり、具体的にどのような話合いの場を設定して、これからの対応に向けていこうと考えているのか、見通しなどがありましたら教えていただければ、お願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より、答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

この後の猟友会の皆さんとの連携体制、協力体制について、どういったことをというようなことだと思います。

猟友会は、市内4地域に分かれておりまして、そちらの代表者の方々を交えて、意見交換は随時行っているところでありまして。今後につきましては、今、県のほうでゾーニングの区分け作業も進めるということもあります。そういったところの地域の合意形成の過程において、猟友会の皆さんからも十分意見を聞きながらでない、ちょっと設定は難しいのではないかと考えていると思いますので、会議が必要であれば、もちろん会議も行います。

その中には、有害鳥獣被害対策協議会というものもございます。そちらについては、警察、それから県、JA、共済、森林組合、こういった関係機関が構成メンバーとなっている対策会議もありますので、必要に応じて、そういったところの協議会も活用しながら進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） ぜひ、よろしくお願いいたします。

やっぱり活動する中で、いろいろな課題も見えてくるかと思っておりますので、ぜひ、そういう協議の場を大切にさせていただければと思っています。

関連といいますか、この中の再質問でお答えいただきたいのですが、市長答弁の中にも、駆除後の処理に公共施設の利用もというようなお話がありました。実際に、公共施設の利用として考えていらっしゃる場所があるのか。これから、駆除後の施設利用として、市で考えている場所がありましたら、そこら辺もお話ししていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

解体作業等の場所について、非常に猟友会でも苦慮されているというふうな現実、数年前からございました。具体的には、今、実際に公共施設の遊休施設である岩城地域の旧天鷲フラワー園を使わせていただいております。

それからもう1か所、本荘地域水林にあります水林浄化センター敷地内に遊休施設があります。そちらにも建物内といいますか、要するに雨が降っても大丈夫な施設があり、企業局側と協力連携を含めまして、これからすぐ使えるような状態になっているところで確保している状況があります。また、さらに各地域においても、こういった施設がないか十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤健司） 15番小松浩一さん。

○15番（小松浩一） 本当にその解体処理施設が、非常に厳しいという声も多く聞こえましたので、何とか御対応いただければ、よろしく願いいたします。

あと中項目（3）イノシシ被害への今後の対応について、関係機関と連携して、今後、対応を御検討していかれるという御答弁いただきました。

年々イノシシが増えている現状があります。昨年まで出なかったところでも、農作物・圃場の被害がたくさん見られるようになってきていますので、ぜひ、JAとの連携なども図りながら、対策をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、15番小松浩一さんの一般質問を終了いたします。

○議長（佐藤健司） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明9日、午前9時30分より引き続き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時23分 散 会